

令和元年（2019年）12月紀北町議会定例会会議録

第 3 号

招集年月日 令和元年12月10日（火）

招集の場所 紀北町本庁舎議会議場

開 議 令和元年12月18日（水）

出席議員

1番	宮地 忍	2番	田島明良
3番	柴田洋巳	4番	岡村哲雄
5番	大西瑞香	6番	原 隆伸
7番	奥村 仁	8番	樋口泰生
9番	太田哲生	10番	瀧本 攻
11番	近澤チヅル	12番	入江康仁
13番	家崎仁行	14番	東 清剛
15番	平野隆久		

欠席議員

16番 中津畑正量

地方自治法第 121 条の規定により説明の為議会に出席した者の職氏名

町 長	尾上 壽一	副 町 長	中場 幹
会計管理者	武岡 芳樹	総 務 課 長	濱田多実博
財 政 課 長	水谷 法夫	危機管理課長	岩見 建志
企 画 課 長	上ノ坊健二	税 務 課 長	直 江 仁
住 民 課 長	上 村 毅	福祉保健課長	中村吉伸
環境管理課長	玉本 真也	農林水産課長	上野和彦
商工観光課長	玉津 裕一	建 設 課 長	宮原俊也
水 道 課 長	上野隆志	海山総合支所長	植地 俊文
教 育 長	中井克佳	学校教育課長	宮本 忠宜
生涯学習課長	井土 誠		

職務の為出席者

議会事務局長	脇 俊明	書 記	佐々木 猛
書 記	久保有謙	書 記	家倉義光

提出議案 別紙のとおり

会議録署名議員

10 番 瀧本 攻 11 番 近澤チヅル

議事の顛末 次のとおり記載する。

(午前 9時 30分)

平野隆久議長

皆さん、おはようございます。

定刻になりましたので、これより本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は15名であり、定足数に達しております。

なお、16番 中津畑正量君から体調不良のため欠席との連絡を受けておりますので、ご報告申し上げます。

平野隆久議長

本日の日程はお手元に配付しました議事日程表のとおりであります。

なお朗読は省略させていただきますので、ご了承ください。

それでは、日程にしたがい議事に入ります。

日程第1

平野隆久議長

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第126条の規定により、本日の会議録署名議員に、

10番 瀧本 攻君

11番 近澤チヅル君

のご両名をご指名いたします。

日程第2

平野隆久議長

次に、日程第2 一般質問を行います。

通告を行っております中津畑正量議員が欠席のため、会議規則第61条第5項の規定により通告はその効力を失ったことと取り扱いといたします。

したがって、本日の質問者は4人といたします。

運営については、議員の発言の持ち時間は30分以内とし、持ち時間の残りを残時間表示用のディスプレイ画面で、質問者に対し周知することにいたします。

質問の方法については、会議規則第50条但し書きにより、議員の質問はすべて質問席から行うことを許可します。最初に通告しましたすべての事項について、質問することも可能でありますし、通告した事項について、1項目ずつ質問することも可能であります。

また、一般質問は通告制でありますので、通告の内容に基づいて行っていただき、要望やお願い、御礼の言葉を述べないよう、十分注意していただきますようお願いいたします。

なお、事前に質問の相手を通告してありますが、一般質問の調整も行われていることと承知しておりますので、基本的には町長からの答弁をいただき、数字的なことや事務の執行状況など、担当課長等の答弁は最小限にとどめていただき、議事の運営にご協力くださるようお願いいたします。

平野隆久議長

それでは、5番 大西瑞香君の発言を許します。

大西瑞香君。

5番 大西瑞香議員

おはようございます。議長の許可を得ましたので、令和元年度12月議会の一般質問を始めさせていただきます。今回は大きく3点について質問させていただきます。1、認知症対策における地域の役割と見守りについて、2、子どもたちの安心・安全について、3、森林の環境保全と林業の活性化について、質問をさせていただきます。

1項目ずつ一問一答形式で行わせていただきますので、よろしくお願いいたします。

では、1点目、認知症対策における地域の役割と見守りについて、質問させていただきます。議員として町政に携わらせていただき、丸5年を迎えました。この間いろいろな場面で支え合いの大切さ必要性を実感しております。支え合いは特別なことではなく、困っている人がいたら何か自分にできることをしてあげようと思うことは、行動に移せるかどうかは別にして、人として持ち合わせている感情です。防災、教育、福祉と支え合う社会を目指し、それに向けたまちづくりを進めることが大切であると思っております。

町長は平成 29 年度を初年度とする紀北町第 2 次総合計画の今後 10 年間のまちづくりの基本的な指針、目指すべき将来像、みんなが元気！紀北町～豊かな自然、にぎわいと笑顔があふれるまち～と掲げて、3 年目を迎えました。第 2 次総合計画の策定にあたり実施した住民アンケート調査の力を入れてほしい重点施策の上位 3 番目に、高齢者福祉対策の充実があげられていました。

そこで今回は高齢者福祉対策の 1 つであります、認知症対策における地域の役割と見守りについて質問をいたします。まず、1 点目、認知症初期集中支援チームの活動と認知症ケアパスの周知について質問させていただきます。

私は 4 年前にこの認知症対策について質問させていただきましたが、その時はこの認知症初期集中支援チームの設置についても、まだ準備中だというご回答でした。それから 4 年が経ちましたので、かなり充実されていると思います。認知症の早期発見、早期対応の推進のために認知症初期集中支援チームが設置され、初期の支援を包括的にサポートしていただいています。

基本的な認知症初期集中支援チームの支援員の体制とチームの活動について、また認知症ケアパスの周知について、お聞きをしたいと思います。よろしくご答弁お願いします。

平野隆久議長

尾上町長。

尾上壽一町長

皆さん、おはようございます。一般質問 2 日目のご答弁、大西議員からお受けさせていただきます。

認知症初期集中支援チームの活動と認知症ケアパスの周知についてのご質問にお答えをさせていただきます。高齢社会が加速化する中で、ご質問のさまざまな指摘の点は、私も同感するところが大きいところでございます。私は町長就任後に策定いたしました紀北町第 2 次総合計画でございますが、その中に 5 つの目標を掲げ、その 1 つである、やさしさを支え合う健康福祉のまちを実現するために、各課の連携を強化する重点プロジェクト会議を設置し、その取り組みを現在加速化させているところでございます。

私も町民の方が安心して健やかに暮らすことができる地域社会とは、すべての町民が孤立せず居場所と人のつながりを持ち、お互いに支え合いながら暮らせる町にあると思っております。

認知症の方に対しましては、初期の段階から関わり支援することが重要だと認識していま

す。認知症初期集中支援チームは、認知症が疑われる方や家族などを訪問して、適切な医療、介護サービスにつなげることで、在宅での生活が継続できるよう支援する取り組みでございます。

議員ご質問の認知症初期集中支援チームの平成 30 年度の活動実績につきましては、対応件数 5 件、相談件数は 48 件でございます。また、認知症ケアパスは認知症の人やその家族が安心して、できる限り住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、状況に応じた適切なサービスの提供の流れを示したものでございます。

認知症ケアパスの周知につきましては、医療機関 37 カ所、介護支援事業所 57 カ所、金融機関 25 カ所、介護予防教室等 45 カ所、合計 164 カ所に配付を行いました。また、地域包括支援センターにご相談のあったご家族さまなどに配付を行い周知しております。

今後も町民の皆さまが高齢になっても、この住み慣れた紀北町で安心して住み続けることができるように、そして、心豊かな支え合いのある地域社会となるよう、健康増進・生涯現役のまち紀北町の実現を目指してまいりたいと、そのように考えております。以上です。

平野隆久議長

大西瑞香君。

5 番 大西瑞香議員

今、答弁いただきましたが、この認知症ケアパスといっても、なかなか町民の方はわからない、理解されない方もみえると思うんですが、ちょっとどういうものかということ、まず説明をいただきたいと思います。

平野隆久議長

尾上町長。

尾上壽一町長

担当からご説明をさせていただきます。

平野隆久議長

中村福祉保健課長。

中村吉伸福祉保健課長

ケアパスですが、認知症になった方がどういった感じで支援をするか、その流れを示したもので、例えば病院にかかるとか、介護にかかるとか、そういった一連の流れを示したものを認知症ケアパスといいます。以上でございます。

平野隆久議長

大西瑞香君。

5番 大西瑞香議員

今日はこのケアパスはちょっと持ってくるのを忘れたんですけども、これを一通り見ていただきますと、認知症の方に対する支援、対応について、本当に詳しく書かれていますので、また、見ていただければと思います。

そして、30年度この相談件数が48件ということで、対応が5件ということをお聞きしましたが、このチームはいつから活動されているのか。それでこれまでの累計は何件になるのかということ、ちょっとお聞きしたいと思います。

それから、家族が認知症になったと悩んでいる方も多くみえると思うんですが、この場合かかりつけ医に相談したり、福祉保健課、包括支援センター等へ相談をされると思うんですが、原則この初期集中支援チームには、どういう状況の時にどのようにつなげていくのか、ちょっとその点、詳しく説明をいただきたいと思います。

平野隆久議長

尾上町長。

尾上壽一町長

引き続きですね、専門的な分野になりますので、担当のほうから答弁をさせていただきます。

平野隆久議長

中村福祉保健課長。

中村吉伸福祉保健課長

認知症初期集中支援チームなんですけど、かかりつけ医とか、そういった方にかかってない方、例えば医療機関に受診してない方、そういった方を地域の方からのご相談とか、例えば家族のご相談とか、そういった中で初期支援チームのほうは活動させてもらっております。その中で活動期間が約6カ月、その活動チームのほうにつきましては、認知症の専門ドクター、それからそれをサポートするサポート員、精神保健福祉士、それで両市町の包括支援センターなどでございます。

つながりのほうなんですけど、紀北町は民生委員協議会の中でも、地域の見守り活動ということを推進させてもらっております。その中からの相談とか、福祉保健課に電話がかかってきて、そのまま包括センターに連絡するとか、直接包括センターに相談にくるとか、そういういろんなケースがありますが、その中で集中チームが活動するケース、それとまた相談

で終わるケースいろいろございます。以上でございます。

平野隆久議長

大西瑞香君。

5番 大西瑞香議員

始まってからの累計をお願いします。

平野隆久議長

中村福祉保健課長。

中村吉伸福祉保健課長

申し訳ございません。平成 29 年度にサポート体制、そういったものでいろいろ医師会とか、そういったのでつくりまして、平成 30 年度から活動のほうを本格的に活動しております。また、令和元年度のほうにつきましては、現在 3 件ほどの活動と、まだ中間の中なんですけど、相談件数も昨年と同様の数のほう、30 数件のほうがあがってきている次第でございます。以上でございます。

平野隆久議長

大西瑞香君。

5番 大西瑞香議員

この認知症初期集中支援チームと地域との関わりというのは、本当に大切だと思います。今、課長からも説明いただきましたが、やはり民生委員の方というのは、もう定期的に一人住まいの方とか、高齢者ご夫婦の世帯を把握をされていると思いますので、その点についても今後細かな地域との連携で、見落としといたしますか、相談をできずに悩んでいるという、そういう方がみえないように、これからも対応していただきたいと思います。その点について、町長から答弁をお願いします。

平野隆久議長

尾上町長。

尾上壽一町長

やはりこれ認知症をですね、ケアしたり支えていくのは、やはり地域との関わり、地域とのコミュニケーションが一番大事だと思います。そういう中で民生委員の方たちも各地域から出ていただいておりますので、そういった方たちと連携をとってですね、行政といたしましても、しっかりとサポートしていきたいと、そのように思います。

平野隆久議長

大西瑞香君。

5番 大西瑞香議員

今後も対応していただきますよう、よろしくお願いいたします。

では、2点目に移りたいと思います。認知症サポーターの現状と活動促進事業、チームオレンジについて、質問をいたします。認知症に対する正しい知識と理解をもち、地域で認知症の人やその家族をできる範囲で手助けを行う認知症サポーターの養成講座が実施をされ、累計1,589名の方が講座を受講されているとお聞きしております。

行政職員の皆さまも全員サポーターとして、登録をされているのではないかと思います。私自身も平成29年に、この紀北町ではなくて県のほうの養成講座を受講させていただいております。この認知症サポーターが増えていることは、認知症への理解が広がるとともに、互いに支え合う気持ちが広がる、大変大切なことでもあります。

小中学生のキッズサポーターも900名というお話をお聞きしました。この核家族化になり、核家族が多くなっている今、このキッズサポーターの受講養成というのは、貴重な道德教育でもあると思います。今後さらに成人の認知症サポーターの方のステップアップ研修を行ったり、具体的な行動につなげていき、見守り、外出支援、ごみ出し等のボランティアとして取り組む活動促進事業、チームオレンジの今後の取り組みについてお聞きをいたします。

平野隆久議長

尾上町長。

尾上壽一町長

認知症サポーターの現状と活動促進事業、チームオレンジについてのご質問でございます。認知症対策につきましては、医療機関との連携に関するものから、認知症サポーターのように地域住民の理解にかかわるものまで、多面的な取り組みが要求されているものと認識しており、町といたしましても認知症対策について、さまざまな観点から実行計画や高齢者福祉保健計画に定めたところでございます。

今後、認知症対策の進捗状況に応じまして、各施策の体系化にも十分配慮しながら、しっかりとした進行管理を行ってまいります。認知症サポーターの現状に関してですが、町ではこれまで1,500人を超えるサポーターを養成してまいりました。認知症への地域の理解を進めるには、その養成はもとより認知症サポーターの活用が課題であると考えております。そのために平成27年度より、認知症高齢者見守り事業を始めているところでございます。

今後この取り組みを継続するとともに、機会をとらえてサポーターのレベルアップとさ

らなる活躍を支援してまいります。また、活動促進事業、チームオレンジにつきましては、認知症サポーターが正しい理解を得たことを契機に、自主的に行ってきた活動をさらに一歩前進させ、地域で暮らす認知症の人や家族の困りごとに支援ニーズと、認知症サポーターを結びつける取り組みで、令和元年11月25日に三重県より事業説明を受けました。

今後、民生児童委員、事業者、地域のボランティアなどさまざまな関係期間との連携を深めてまいります。そうしたことでより地域ぐるみで見守りができる体制を築き、高齢者を孤立させることがなく、地域で安心して暮らしていけるよう包括的な取り組みを進めてまいります。以上です。

平野隆久議長

大西瑞香君。

5番 大西瑞香議員

今、チームオレンジについても説明があったということで、今後、取り組みが進んでいくというお話をいただきましたので、今回この質問をさせていただいて、いい答弁をいただいたと思います。この見守り事業のお話があったんですが、この点ちょっともう少し詳しく説明をいただきたいと思います。この地域での見守りということで、この地域の見守りの目を増やしていくことが大変大事だと思っておりますので、この見守り事業について具体的に説明をお願いします。

平野隆久議長

尾上町長。

尾上壽一町長

認知症の場合ですね、見守りが大変重要な位置づけをもってまいりたいと思います。紀北町におきましてはですね、銀行とか郵便局がですね、オレンジリングということで、いろいろ講習を受けていただきまして、リングをはめてですね、その業務中にも見守りを行っていたかどうかというのは以前から行っていただいております。詳しくは担当のほうから説明をさせていただきます。

平野隆久議長

中村福祉保健課長。

中村吉伸福祉保健課長

認知症高齢者見守り事業のほうを説明させていただきます。認知症の方を応援する自主的活動ができる人を養成する認知症応援ボランティア養成講座の開催や、養成講座の終了者が継

続いて認知症への理解を深めていく。認知症応援ボランティアフォローアップ研修を行っております。以上でございます。

平野隆久議長

大西瑞香君。

5番 大西瑞香議員

ボランティア養成講座等のこういう情報はですね、どういうところから情報を得るのでしょうか。ちょっと私もあまり詳しくこういう情報を得てはいなかったんですが、ちょっとその点をお聞きします。

平野隆久議長

中村福祉保健課長。

中村吉伸福祉保健課長

こちらのほうにつきましては、地域包括センターのほうへ委託事業ということで行っております。また、認知症のサポーター、そういった方で来てもらった方に話したりとか、包括センターとか役場福祉保健課に来た時に、どうですかというような案内のほうを行っております。以上でございます。

平野隆久議長

大西瑞香君。

5番 大西瑞香議員

認知症サポーターの方が1,500名を超える方が、キッズサポーターの方も含めて、あるわけですので、もう少しそういう情報というのを、もうちょっと発信してもいいんじゃないかと思っておりますので、今後検討していただきたいと思っております。そこで、見守り事業について、一歩進んで町長に提案といいますか、ちょっとお話をさせていただきたいと思っております。

この認知症の方の安全面からの取り組みについてなんですが、外に出かけてなかなか帰ってこれないという症状も、認知症の方の症状であります。その場合、行方不明になった場合とか、早期発見をし、また事故の未然防止のために、靴などに貼る反射材、シール等を使っているところもあります。これも個人情報のこともありますので、事前登録や希望者に配付して貼っていただくという、そういうことも提案をさせていただきたいんですが、多く予算はいらないと思っております。この点について、町長の答弁をお願いします。

平野隆久議長

尾上町長。

尾上壽一町長

認知症の方のみならずですね、住民の方にも交通安全等で反射材を配らせていただいたりもしております。そういったことから、そういった認知症の方のみならず、そういった安全のためにも、そういう施策をですね、進めていきたいなと思います。

平野隆久議長

大西瑞香君。

5番 大西瑞香議員

ちょっと説明不足だったんですけども、認知症の方とちょっとわかる区別とといいますか、それにその提案はどうですかということで、ですので事前登録や希望者ということで、お話をさせていただきました。再度お願いします。

平野隆久議長

尾上町長。

尾上壽一町長

事前登録とか、個人というよりも家族ですよ、そういう承認をいただきながら、そういうことを行っていくということも必要ではないかと思しますので、検討させていただきます。

平野隆久議長

大西瑞香君。

5番 大西瑞香議員

今後ますます高齢化社会ということで、紀北町にもそういう高齢者の方が、今後また多くなってまいりますので、この認知症対策、今後もどんどん検討していただきたいと思います。では、大きな2点目の質問に移らせていただきます。

子どもたちの安心・安全について、近年は地方におきましても、より一層子どもたちの安全には十分配慮、注意しなければならない時代です。未来の夢多き希望多き大切な子どもたちの安心・安全のために、防犯カメラの設置について、質問をさせていただきます。

1、飲料自販機を活用した防犯カメラの設置について。防災、防犯、高齢者、子どもたちの見守りのために自動販売機の防犯カメラの設置場所を提供することで、すべての費用はそのジュース等の飲料の売上金により賄うという、そういうものがございます。財政負担はない整備事業であります。防犯カメラと自動販売機は別々の場所に設置することが可能というものです。防犯カメラはプライバシーの保護から設置場所には、十分な注意が必要ですが、町長の見解をお聞きいたします。

平野隆久議長

尾上町長。

尾上壽一町長

今、質問の2に移りますが、その前に1つだけ、ちょっと答弁1についてさせていただきます。認知症になってからのお話を議員いろいろとお話をさせていただきました。我々といたしましてはですね、認知症の予防ということも取り組んでいかなければいけないなと思っ
ているところがございます、認知症予防学会におきましてはですね、知的活動、運動、コミュニケーション、食事、睡眠、この5つをしっかりとやるのが認知症への予防防止となっておりますので、我々は今、健康施策を進めておりますけど、こういったことがですね、この中のほとんどが今、紀北町の中でのですね、健康施策と合致しておりますので、我々は認知症に至る前の予防にも力を入れていきたい、そのように思います。

それでは、質問についてお答えをさせていただきます。

子どもたちの安心・安全についてのご質問について、お答えをさせていただきます。本年11月に行方不明になっていた大阪府内の女兒が、栃木県内で6日ぶりに無事保護されるなど、児童・生徒の安全が脅かされる事件などが発生しておりまして、将来を担う子どもたちの安全・安心に取り組むことは大切なことと考えております。

議員ご提案の飲料自動販売機を活用した防犯カメラの設置でございますが、飲料自動販売機売上金の一部を活用して無償で防犯カメラを設置していただく、大変いい事業ではないかと私自身は思っております。

しかしながら、防犯カメラ、飲料自動販売機の設置につきましては、基本的には契約期間が原則3年、販売本数が月500本以上で、町への販売手数料はなし、カメラの設置工事は防犯カメラ提供側が実施するとお聞きしているところでございます。

本町ではですね、既にコカ・コーラセントラルジャパン株式会社との間で、災害時における物資提供に関する協定及び覚書が交わされておりまして、紀北町役場をはじめとする町の施設4カ所に自動販売機を設置しております。これは紀北町内に震度5弱の地震またはこれと同等の災害が発生し、または発生するおそれがある場合において、町に災害対策本部が設置され、災害対策本部から物資の要請した場合、自動販売機内在庫の製品を無償で提供されるものということでございます。

議員ご提案の飲料自販機を活用した防犯カメラの設置につきましてはですね、残念ながら町有地で月500本以上の販売が見込める場所の選定についてはですね、困難ではないかと考

えております。以上です。

平野隆久議長

大西瑞香君。

5番 大西瑞香議員

売上本数が500本というのは、本当にネックであると思いますので、防犯の別の観点からちょっと質問をさせていただきたいと思います。子どもの安心・安全についてなんですが、町内の各学校の防犯カメラの設置状況をお聞きしたいのと、今後、公園等への設置を望む父兄の方々の声もありますが、その点についてどうお考えになりますか、答弁をお願いします。

平野隆久議長

尾上町長。

尾上壽一町長

防犯カメラはですね、紀北町、以前も一般質問に出たような気があるんですけど、今現在、設置はしておりません。実はですね、尾鷲警察のほうからもですね、防犯カメラを地域の安全のためにということで、ご要望は毎年いただいているんです。ただ、今、紀北町においてはですね、行っていないのは事実でございます。学校における防犯教育、登下校の指導、通学路の安全点検、スクールガードによる登下校の見守り、警察との連携等で今、行っているところがございます。いろいろな不審者等の情報が入りますと、パトロールをしてですね、巡回しているようなことも、今までもやっております。ただ、防犯カメラについては、今、設置してない状況、あるの、ちょっと答弁を間違えたようでございます。教育長から答弁をいたさせます。

平野隆久議長

中井教育長。

中井克佳教育長

失礼します。ただいま大西議員から質問いただきました、機器を学校に付けているところなんですが、一部外部からの盗難の被害等が疑われる事案がありましたところに付けております。それはただ一部の学校となっております。以上です。

平野隆久議長

大西瑞香君。

5番 大西瑞香議員

一部の学校ということで、財政面というか財源の面でなのか、ちょっとどうして一部の学

校だけにして、すべての学校に設置をされていないのか、ちょっと疑問に思うんですが、ちょっとその点、答弁をお願いします。

平野隆久議長

尾上町長。

尾上壽一町長

今までもですね、何かあったところには、再度ということで権兵衛の里なんかの泥棒被害のあったときなど、警察で付けていただいたり、そういったこともしております。ちょっと答弁にはならないと思うんですけども、都市部と違ってこの辺の学校は入り口がどこにもあるような状況でございますので、もし設置していくのであれば、やはりそういったことも十分研究した上で、どういうところに必要で、何が必要かということで、取り組んでいかなければいけないと思います。

おそらく教育長のほうからお話あったのも、何かあったようなところに付けているんじゃないんですかね、そういう状況でございます。

平野隆久議長

大西瑞香君。

5番 大西瑞香議員

特にこの学校、公園等のカメラにつきましては、父兄の方のちょっと意見もお聞きしていただいて、今後取り組む必要もあるのかと思います。出入口がたくさんあるということは、よくわかるんですが、この安心・安全となると、事故に関してですね、ついてもそうですが、何かはどうしてもあってからということが、本当に多くありますので、子どもたちの安心・安全についてですので、その点、今後も町長また検討していただいて、考えていただきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

先日、長島地域で開催をされました昭和の縁日では、大勢の子どもさんや家族連れで大変賑わっていました。三重県は三重県子ども条例を平成 23 年 4 月に施行し、第 9 条で市町の役割として、子どもの育ちを見守り支える施策の推進に努めますとしています。

昨日、他の議員からもありましたが、子育て世代、若い方たちの意見を聞く機会を多く持ち、新しい発想を町行政に取り入れて、少子化に対応していただきたいと思います。町長の答弁を求め、2点目の質問を終わらせていただきます。答弁よろしくお願いたします。

平野隆久議長

尾上町長。

尾上壽一町長

子どものですね、意見を聞く機会というのは大変重要だと思います。それは学校なんかでも危険地域ですね、点検等も行っていただいておりますし、そういった教育関係の皆さんとですね、やっていきたいと思っておりますし、また、いきいき学園なんかではですね、子どもたちの自由な意見が出るような仕組みの、いきいき学園ですか、あつてますよね。そういうこともさせていただいておりますので、教育長からももし答弁があったら、どうぞお願いします。

平野隆久議長

中井教育長。

中井克佳教育長

ご質問前に、先ほどの安心・安全の件なんですけど、今、学校のほうでは保護者と話をし、何か起こる前の活動がとても大事だということで、声掛け及び警察等の連携で見守りを強化しております。

何か起こってから犯人が誰なのかと探すよりか、たくさんの目で見守ることのほうが遥かに抑止効果が高いということで、そんな中でリスクが高まるようであれば、議員がご指摘されたように、地域の方の声に答えられるような対応をしてみたいと思います。

そしてすいません。聞かれた内容すいません、ちょっと失念してしまいましたので、もう一度お願いします。

平野隆久議長

大西瑞香君。

5番 大西瑞香議員

先ほど町長は子どもさんの意見ということでお話をされたんですが、子どもさんも含めてですが、子育て世代、若い方たちの意見を聞く機会を多く持っていただきたいという質問をさせていただきました。改めて答弁を町長からもお願いします。

平野隆久議長

尾上町長。

尾上壽一町長

重点プロジェクトの子育て教育ということで括ってですね、チームをやっています。ですから大変重要なことだとは思っていますので、これからもいろいろな、学校側がいろいろなこと

を保護者とのPTAということでも、話し合いをしていますので、我々も総合教育会議というものを今やっておりますので、そういった中でもですね、子どもたちがいる方も教育委員に、今回お認めもいただいておりますので、そういった代表の方からもですね、いろいろと意見も聞きたいし、さまざまな場面で子ども・子育ての中でですね、ご意見できるような相談をできるようなシステムにしておりますので、どんどん意見を取り入れていきたいと、そのように思います。福祉関係の事業が多いです。

平野隆久議長

中井教育長。

中井克佳教育長

ありがとうございます。追加して説明させていただきます。現在、子どもたちは18歳になると投票権が与えられるということで、それに対応した形で小学校の時から、自分たちの問題を自分たちでどう考え、解決していくのかという教育を行っております。そういう話をした中で、具体的に社会の安心・安全の確保という取り組みに参加させたいということで、子どもたちの話は必ず学校を通して、教育委員会やしかるべきところに届けるようにしております。そのような活動を丁寧にしていくことで、より安全が自分たちの手で、自ら叶う、そして社会の中へ参画できるという意識も育てることができると期待して取り組んでおります。以上でよろしいでしょうか。

平野隆久議長

尾上町長。

尾上壽一町長

議員、適切な表現できなくて申し訳ございません。子どもの意見を聞くということ、その子育て世代の皆さんにはですね、総合計画の検証委員会とか、地方創生会議の中にも入っていただいたり、いろいろな会議の中には入っていただいて、意見を聞き取る努力をしております。

平野隆久議長

大西瑞香君。

5番 大西瑞香議員

では、3点目の大きな項目に移らせていただきます。

森林の環境保全と林業の活性化について、森林にはさまざまな機能があることは、一般的によく知られています。二酸化炭素を吸収することによる温暖化の防止、樹木の根が深く広

くはられることによる土砂崩れの防止、森林の表土による土壌の浸食や流出の防止、水質浄化などがあります。

ところが近年頻発する集中豪雨による立木を含めた土砂災害にみられるように、森林の持つ公益的機能の低下により、間伐など森林の適正管理の必要性が指摘をされています。戦後70年がたった今、人工林が一斉に利用期を迎えている状況にも関わらず、貴重な森林資源が十分に生かされることなく、山の中に埋もれている状況にあると、林業関係者の方からの声もお聞きをしております。

多様で健全な森林の整備、安定的な林業経営に向けた森林の環境保全と、林業の活性化について質問をいたします。私は林業に関して素人ではありますが、森林経営管理法が本年4月1日に施行され、森林経営管理制度がスタートしたことにより、今後森林の管理に行政の関与や作業が増えること、また森林は防災防止等の重要な役目を担っており、町民の皆さまの生活に密着した施策であるため、一般質問項目に入れさせていただきました。

では、以下の3点について質問いたします。

まず1点目、森林と林業の現状についてお聞きします。今後の将来にわたる林業の話をお聞きする前に、まず町内の森林と林業の現状を把握することが必要ですので、町内における森林と林業の現状について答弁をお願いします。

平野隆久議長

尾上町長。

尾上壽一町長

森林の環境保全と林業の活性化ということでございます。現状について少しお話をさせていただきます。紀北町の森林につきましては、森林面積が2万2,934haで、町の総面積の約90%を占めております。このうち民有林は1万8,009haで、その6割以上が人工林でございます。また、その9割をヒノキが占めている状況でございます。

森林資源といたしましては、民有林の人工林における蓄積量は約324万 m^3 でございます。毎年約3万8,000 m^3 増加すると見込まれております。この人工林の約半数が50年生を超える山林でございます。林業につきましては、近年の住宅建築様式の多様化、消費者ニーズの変化などから需要の減少や木材価格の低迷が続いております。また、保有山林の規模では所有面積10ha未満の林家が8割以上を占めるなど、小規模零細な状況にあり林業就業者につきましては、平成27年国勢調査で83名となっており、平成7年国勢調査の210名の4割にまで減少し、厳しい状況を示しております。

平野隆久議長

大西瑞香君。

5番 大西瑞香議員

今、詳しく説明をいただきました、この民有林のうち人工林がもう 60%を超えるというお話でした。この人工林のうち経営計画によって管理をされている山の割合と、管理されていない山の割合を、お答えしていただけるようでしたら、お答えをしていただきたいと思います。まずその点よろしくをお願いします。

平野隆久議長

尾上町長。

尾上壽一町長

数値的なことですので、担当課から答弁いたさせます。

平野隆久議長

上野農林水産課長。

上野和彦農林水産課長

町内です、経営管理が設定されている森林についてです、町のほうで現在把握はしておりません。以上です。

平野隆久議長

大西瑞香君。

5番 大西瑞香議員

今後、次の質問にも関わってくることなんですが、この森林経営管理法がスタートしたことによって、今、経営管理がされている森林はわからないというお話でしたが、その経営管理法がスタートしたことによって、今後その点については調査をしていくと思うんですが、その管理をされていない森林に対して、この間伐補助制度というものもあると思うんですが、その補助制度を利用している森林所有者もおみえになるのか、ちょっとその点も答弁をお願いします。

平野隆久議長

上野農林水産課長。

上野和彦農林水産課長

森林のその経営計画を策定されている事業者につきましては、町内の方、それから町外です、大規模に持ってみえる方も含めてです、10 数名みえるとは思いますが、

経営計画を立てた場合にはですね、国の補助金等を受けることができるということで、大規模にやられている方につきましては、国の補助を受けるために経営計画をつくられているということでございますけれども、その面積について町のほうでですね、数字的なものの集計はしていないということでございます。以上でございます。

平野隆久議長

大西瑞香君。

5番 大西瑞香議員

今、経営管理法についてもちょっと私も話を出させていただきましたので、ちょっと2番目の質問に入らせていただきたいと思います。森林経営管理法に基づく森林管理システムについて、質問させていただきます。

国の森林経営管理法が施行され、今年度から森林経営管理制度が始まります。この森林経営管理法は森林所有者みずから経営管理を実行できない場合に、市町村が経営管理の委託を受け、意欲と能力のある林業経営者に再委託するとともに、再委託ができない森林等については、市町村が経営管理を行うという制度です。

所有している森林を適切に経営管理しなければならないという森林所有者の責務が明確化をされました。三重県は経営管理実施権を受けることを希望する民間事業者を公募し、規定する要件に適合する民間事業者が公表されました。

当町では現在、2社の林業経営者が公表されています。4回目の公募が来年1月4日からまた始まりますが、ほかにも公募していただく事業所が増えればと思っております。今後、森林所有者の意向調査が実施をされますが、意向調査の実施以前に境界の調査、また所有者や権利者の調査等この準備作業にも時間を費やすと思えます。

この準備作業はもう始まり進んでいるのか、また準備段階から今後の流れも含め、当町の森林管理制度について答弁を求めます。

平野隆久議長

尾上町長。

尾上壽一町長

森林経営管理法に基づく森林管理システムのことで、ご答弁させていただきます。

平成30年6月に森林経営管理法が公布されまして、平成31年4月からこの法律に基づく新たな森林経営管理制度がスタートしたところでございます。この森林経営管理制度の背景といたしましては、森林資源が充実する中、経営規模の拡大などによるコスト縮減を図りつ

つ、人工林資源の有効活用を図ることや、森林整備が行き届いていない山林や所有者不明森林が増加する中、大規模な土砂崩れや洪水などの自然災害対策や地球温暖化対策などの課題に対応するために制定されたものでございます。

この制度の内容につきましては、森林所有者の責務を明確にし、自らが適切に管理できない場合は、市町村が経営管理の委託を受け、経営に適した森林は意欲と能力のある林業経営者に再委託し、再委託できない森林や再委託するまでの森林は市町村が管理することとなっております。

今ですね、町としての取り組みにつきましては、準備作業として町内2地区での所有者の確定や境界の明確化及び対象となる森林かどうかの事前調査に取り組んでおります。今後この準備作業を徐々に進め、ある程度まとまった区域で事前調査が完了したところから、意向調査を実施していきたい、そのように考えております。

平野隆久議長

大西瑞香君。

5番 大西瑞香議員

この意向調査に移るまでもかなりの本当に時間がかかると思います。年数といたしますか、どれぐらいの予定で意向調査に、まとまった時点で移れるのか。その場合どういう地域からということで、特定をされるのか、その実施計画について、計画をされているようでしたら答弁をお願いします。

平野隆久議長

尾上町長。

尾上壽一町長

今も2カ所、地域を指定してそこに入っていくという方向でおりますが、課長のほうから詳しく答弁させていただきます。

平野隆久議長

上野農林水産課長。

上野和彦農林水産課長

この意向調査に移るための準備作業ということで、現在森林組合のほうに委託をしてですね、調査を2カ所進めてさせていただいております。これは森林組合のほうがですね、ある程度、作業をするにあたって実施がしやすいところから、まず進めさせていただいて、モデル的に行っております。この調査を踏まえてですね、来年以降どういうふうにするかという

ところは判断をしていきたいと考えております。以上でございます。

平野隆久議長

大西瑞香君。

5番 大西瑞香議員

この準備段階の中でですね、所有者不明の森林や共有者不明の森林もあるのではないかと
思うのですが、現在こういう森林に対して、どういう対応がなされるのか、その点の答弁を
お願いします。

平野隆久議長

尾上町長。

尾上壽一町長

今、大変難しい問題で、相続等ですね、その相続された方自体が、どこにあるのかわか
らないというような状況のところが多いです。これから三重県も森林環境譲与税を使ってで
すね、レーザー測定等を行ってまいります。ですからその中に入って、山の中まで入って調
べるのがどこまでできるのかということもございまして、こういったレーザー測定をしたこ
とによって、これは樹林とか樹種、木のあれまで全部わかるらしいんです。そういったもの
も踏まえてですね、やっていかなければいけないと思いますが、今、我々なり我々以下の
小規模な山林をお持ちの方はですね、ほぼどこに境界木があったり、どこが境界というこ
とがわからないような状態であって、奥山には危険でなかなか立ち入れないというような状況
でございますので、我々としてはこの2地区をモデル地区にしながら、どういう形で進めら
れるかということでございますので、まだ始まったばかりで、これは県の会議でも出させて
いただいているんですが、みな、手さぐりでございますので、今の状況でどう進めていくか
というのは、なかなか各市町がですね、難しいというお話が常に会議では出ております。

平野隆久議長

大西瑞香君。

5番 大西瑞香議員

県は今回先だって三重森林経営者センターというものを立ち上げて、アドバイザーを配置
しました。それにここの紀北町の職員も講座を受けられたと思うんですが、新たな専門的な
仕事の増加とか、職員の仕事量の増加を対応するため、一部の自治体では林業の職務経験者
のOBを雇用するところもありますが、ここで今回一番お聞きしたかったのは、当町は
4,300ha という大紀町に継ぐ町有林を所有していますので、職員も林業に知識豊富な職員も

みえると思います。

この林業経営に適さないような森林の管理について、行政が現実問題、管理を行うことができるのか、その点についての答弁を求めます。

平野隆久議長

尾上町長。

尾上壽一町長

今ですね、行政自体がなかなか町有林そのものも管理できなくなってきました。その部分では3年ほど前から、森林組合の委託事業のほうに方向をきりました。今、林務員の皆さんは3名、それから専属というか、今、管理職も入れて3名かな、管理職を入れて4名、うちはあるんで、小さな町にしてはいるほうだと思います。

そういったことから考えればなんですけど、これはどこの町でもいま始まったばかりで、いま我々が県に要望しているのも、もう技術者、人がいないよと。そういうことから難しいよというお話を常に要望させていただいて、その中の林業のアドバイザーとか、そういった方がですね、いま森林協会、実は私は森林協会の副会長なんです。そこにいろいろとそういう県から委託を受けまして、県のOBがアドバイザーとしていたりもするんですが、いま森林協会そのものでもですね、大変難しい話でどうやっていくのかなと。

いま熊野市さんがレーザー測量を以前違う形でやっていただいたんで、熊野市さんがいま会長でございますので、森林協会の。そういった方の実践的、モデル的な事業も参考にしながらやっていくということですが、今すべての市町が技術者、職員が足りないよということを県のほうに訴えております。

平野隆久議長

大西瑞香君。

5番 大西瑞香議員

人員また財源の面でも、本当に大変な状況で、まだ始まったばかりだというお話でした。この財源について、3点目の森林環境譲与税についての質問に入らせていただきます。

森林環境譲与税を財源にした事業の実施について、環境林と言われる自然環境の保全や土砂流出のなどから町民の安全や生活を守る森林の国の整備事業や県単の森林環境創造事業が厳しい財政状況の中で、間伐が補助対象外となり事業が廃止されました。

本年、森林環境譲与税が創設され、森林環境譲与税を基に森林資源管理事業、環境林の整備についても実施をすることができます。当町の森林環境譲与税を財源にした事業の実施計

画についてお聞きをしたいと思います。

この事業の実施については、森林経営管理法に基づく事業になってくるとは思うんですが、町長の答弁をお願いします。

平野隆久議長

尾上町長。

尾上壽一町長

森林環境譲与税のことについて、お答えをさせていただきます。森林環境譲与税につきましては、国際公約である温室効果ガスの排出削減目標の達成や、自然災害などに対する災害防止機能の増進などを図るための森林整備などに必要な地方財源を安定的に確保する観点から創設をされて、本年度から交付されることになっております。

この譲与税の使途につきましては、間伐などの森林整備や人材育成、担い手の確保、木材利用の促進や普及・啓発などの森林整備やその促進に関する費用に充てることになっております。また、国からは新たな森林経営管理制度における森林整備及びその関連事業の財源として有効活用することが示されておりまして、本年度の紀北町の譲与税は2,171万6,000円が見込まれ、既に6月定例会で補正予算を計上させていただいております。

現在予算計上している事業につきましては、森林経営管理制度の準備作業といたしまして、森林GISシステムの改修や森林所有者の確定や境界の明確化などの業務委託などに1,422万9,000円、東長島スポーツ公園体育館の舞台下、引き違い戸の木質化に157万1,000円を計上し、残りの591万6,000円を基金に積み立てる予定でございます。

今後、譲与税の有効活用に向け、航空測量を活用した資源調査など、県と連携した事業の実施や公共施設等の木質化の推進、都市部への木材利用を推進するための啓発活動など検討していきたいと、そのように思っております。

平野隆久議長

大西瑞香君。

5番 大西瑞香議員

この森林環境譲与税は人口割ということで、都会のあまり森林のないところにも実施をされておりますので、本当に都会への、いま町長が言われました木材のそういう推進は今後、本当にお願ひしたいと思ひます。

この譲与税は細かく指定された国庫補助金と異なつて、使い道が決められる、自治体の裁量で使い道が決められる一般財源であります。今、段階的に引き上げられますので、今回の

2,171万6,000円ということでお話を伺いましたが、今後の試算はどのようになっているのでしょうか、答弁を求めます。

平野隆久議長

尾上町長。

尾上壽一町長

これはですね、結構自由度の高いところがありまして、目的は決まっているんですけど、基金事業として積み立ても可能ということになっておりますので、これ先行にですね、譲与税が徴収されるのは、もっと先なんですけど、先行的にこちらのほうに各市町に、県にそういう制度でございますので、制度につきましては担当からお答えをさせていただきます。

平野隆久議長

上野農林水産課長。

上野和彦農林水産課長

譲与税につきましては、議員ご指摘のように人口割、それと面積割とですね、それから林業従事者の人数によってですね、配分が決まっております。現在のですね、数字につきましては、平成29年度時点の数字を基に、人口につきましては国勢調査の平成27年の数字を基にですね、計算されておまして、今年度、令和元年から3年間は2,171万6,000円、この数字がほぼ引き続き交付されると考えております。

それ以降につきましては、段階的に引き上げがされますが、その基本となる3つの数値についてですね、現在と変わらないということを前提とした試算がされておまして、それによりますと15年後に金額としましては、7,330万円ほどの金額が交付される見込みと試算されております。以上でございます。

平野隆久議長

大西瑞香君。

5番 大西瑞香議員

2点お聞きをしたいんですが、この譲与税は生産性のある森林には使えないのかということと、県の森と緑の県民税の使い道とこの譲与税の使い道の違いを説明いただきたいと思えます。

平野隆久議長

尾上町長。

尾上壽一町長

森林環境譲与税と県民税ですね、森と緑の県民税、用途の違うところがありますので、そういったことについては担当のほうからお答えをさせていただきます。

平野隆久議長

上野農林水産課長。

上野和彦農林水産課長

まず生産性のある森林に使えないかというご質問でございますけれども、生産性のある森林につきましては、適切に経営管理されている森林に対しては、国のですね、現在の補助金を活用していただきたいということでですね、適切に管理されている森林については、譲与税は使えないということが基本になっていると考えております。

適切に管理されていない山につきましては、町が直接管理をしなければならない森林につきましては、譲与税を充てることができるというふうに考えております。

それから、県民税とのすみ分けでございます。県民税につきましては、譲与税とですね、重複して使うのをですね、避けるためにですね、森林整備につきましては経営に適さない森林整備につきましては譲与税、土石流等の被害軽減のための森林整備については県民税を活用すると。それと人材育成につきましては、林業、木材業に関わる人材育成には譲与税を使い、森づくりの活動を行うボランティアなどの森を育む人づくり、そういうボランティア育成等につきましては県民税を使うということ。

あと普及・啓発につきましては、木材利用促進などの啓発活動については譲与税、意識の醸成につながる森林環境教育、木育の実施や森林に触れ合う環境整備など、森と人をつなぐ学びの場づくりにつきましては、県民税を使うというようなすみ分けをしております。

それから、木材の利用につきましては、譲与税につきましては、公共建築物の木造・木質化など地域材の利用の推進を図るということでございますけれども、県民税につきましては、譲与税のほうの活用によって、これを達成するというところで、令和元年以降につきましては、県民税のほうの利用は特別な場合を除いてできないというふうな形になっております。

一応譲与税と県民税については、県のほうですみ分けをしているということで、今、説明させていただいたような活用事例についてですね、すみ分けを行っており、これに基づいて町のほうも判断をしていきたいと考えております。以上です。

平野隆久議長

大西瑞香君。

5番 大西瑞香議員

今、課長から詳しく説明をしていただきました。この森林は防災の視点、また山・川・海につながる林業でありますので、町民全員の全体の問題であります。今後もこの森林に対する施策については、積極的にまた大変な状況ではあると思いますが、知恵を働かせて行っていただきたいと思います。

これで、私の12月定例会の一般質問を終わらせていただきます。

平野隆久議長

以上で、大西瑞香君の質問を終わります。

平野隆久議長

ここで、暫時休憩いたします。10時50分まで暫時休憩といたします。

(午前 10時 35分)

平野隆久議長

それでは、休憩前に引き続き、会議を開きます。

(午前 10時 50分)

平野隆久議長

次に、11番 近澤チヅル君の発言を許します。

近澤チヅル君。

11番 近澤チヅル議員

それでは、12月議会の一般質問を行います。11番 近澤チヅル。

12月議会は予算議会とも言われております。2020年に向かって地域の宝である子ども達への支援を一步でも前進させ、子育てを応援したい。今一番忙しく働き毎日に必死になって子育てをなさっているお母さん、お父さん方に、よう頑張るとるね、大変やけど子育てをしている時が人生の中で一番楽しくて、ええ時なんやよということを、一人でも多くの人に感じてもらい、一人じゃないよ、応援しとるからねという気持ちを伝えるべき、私も頑張って質問をしたいと思います。

同僚議員も今日は病欠でございますが、その分も頑張ります。よろしく願いいたします。

1、地域の宝である、子ども・子育て支援について、今年度の管外視察では子育て支援で有名な奈義町に行き、そこではすべての施策を子育て支援に結びつけ、人口を現状維持させることを目標に頑張っているという話を聞きました。そんな町でも一時は増えたけれども、今は減って大変だという話でした。

今回の質問は最後の4番目の2を除いて、すべて今まで何度も、また何回か提案させていただいたことばかりです。まず、1、2の子どもの医療費について伺います。

1、子どもの医療費の無料化については、毎年質問をしてきました。初めて議員になった時は子どもの医療費無料化は3歳ぐらいまでだったと思います。それから17年、あと残すところ18歳まで入院は無料ですが、保護者の方が最も求めている通院の部分だけが、有料で残っております。昨年は5年間時間が止まったままだと質問をいたしました。これで今年で6年間もこの状態で止まったままになっております。

小学校でいえば1年生が6年生になっても、何も変わらない状態だということになります。が、町長の心をお聞かせください。

2、窓口無料化を求めます。子育て中の皆さんの長い思いがとどき、今年10月から子どもの医療費窓口無料化が、6歳未満の子どもたちまで所得制限なしに、窓口で無料になりました。これまではいったん窓口で自己負担分を払って、それから数カ月後にまた戻ってくるというシステムでしたが、6歳未満まで窓口でお金を払わなくても医療が受けられることになりました。本当に嬉しい、子どもが夜、急に熱を出してもお金、お金って思わなくっても医療が受けられる。同じ無料化でも全然違う、ありがたいと、笑顔で話してくれます。

本当に嬉しいものです。しかし、それも6歳未満までで、ピカピカの1年生になると窓口がくればまた元の窓口の支払いが始まることになります。大きなことは言いません、今回。私はいつも拡大、拡大と求めてまいりましたが、せめて小学校1年生だけでも、窓口無料化を続けさせてやりたいと思います。4月生まれの子どもにいたっては、半年程度で窓口無料化が、この喜びが消えてしまうことになります。町長の心をお伺いいたします。

平野隆久議長

尾上町長。

尾上壽一町長

それでは、近澤議員のご質問にお答えをさせていただきたいと思います。

今回いろいろなところで、先ほど議員もおっしゃっていたんですけど、いろいろと拡大と

かお安くとかですね、そういうのがずっと並んでおります。そういうことから少しですね、町の財政事情をお話させていただいてからご答弁をさせていただきたいと思います。

今、町はですね、いろいろな施策を行っているところでございます。合併したお蔭でですね、合併特例債も使えるということで、今必要な事業については積極的に事業を進めてきたようなところでございます。そういったものも合併の効果もですね、もう令和3年度には1町合併という、紀北町1つの町として交付税等が、なんていうんですか算定されるようになります。

そういう中で、平成25年の交付税と臨時財政対策債、国が認めている1つの町を運営するのに、これだけのお金がかかるよという部分なんですけど、43億5,300万円ございました。それが令和元年度になると、40億3,800万円ということです。この間、3億1,500万円減っております、交付税と臨時財政対策債。

そしてですね、財政調整基金も平成27年度決算では26億5,000万円ございました。それかですね、令和元年度見込みが13億6,000万円と半分になっております。そういう中、我々はなぜ積極的に施策を進めて、今必要と今年でいえば長島地区の給食センター、消防の庁舎の移転、津波の避難タワー、そういったものもやってまいりました。そういったものは何故できたかということは、合併特例債の事業部分についてはですね、約66億円、緊急防災・減災対策事業債では約13億円、結局80億円のお金が有利な借金ができることによって、事業ができました。

我々本来なら町の持ち出しが半分ないしもっと少ない部分もある中で、70%の交付税、交付金の返還のある起債をつけられたことで、こうやって進めてくることができました。そして、こういうやらなければいけない事業を、こういった起債有利な70%返ってくるという有利な起債があったからこそ、小学生の入学までの医療費無料とか、そういったものがあったものを、そういった事業がそちらの有利なものでできることによって、今、中学校までの入通院、それから18歳までの入院、こういったことも含め、子育て世代、それから健康を私は重点化しておりますので、特定検診の無料化や5つのがん検診の無料化、これなんか三重県で紀北町だけです。

こういったこともやってまいりましたので、近澤議員がおっしゃることはよくわかるんです。みんな安くなって無料になれば、みんな喜ぶのは私も十分わかっております。しかし、継続的な町の運営を考えた時に、一定の線でどこまで、どこで満足するか、どこで辛抱してもらおうか、そういうことも考えなきゃいけないと思うんです。そういったことから考えると、

やっぱり老子でした、いわれた知足、足るを知る者は富む、そういうブレーキも必要なんじゃないかと思う中で、心苦しい答弁をこの5年間もやってまいりました。今回もですね、同じような心苦しい答弁になろうかと思いますが、気持ち的には皆したいんです。ただ、子育てばかりではない、いろいろな施策もございますので、そういった施策をですね、十分バランスよく考えながらやっていかなければいけないということをございまして、町の税収も情けない話ですが、1億円ずつ28年から30年を比べると1億円減っております、税収。

そういう中で何をやるか、これを何をやるかということをございまして、しっかり決めて取捨選択しながらやらざるを得ないというのが、今の状況をございまして、これをしっかりやっておかないと、今、子育てという世代がございます。それでその世代に育てられる子どもたちがいます。子どもたちがその子育ての世代になった時に、何が起きるか。こういった施策が全部なしになって、例えばですね、窓口の手数料やそういったものがどんどん上がる、危険なところを何とかしてください、議員も今回いらっしゃいました。そういったこともできなくなる、道路の補修もできなくなる、そういったこともありますので、そういったことを全体的にお話させていただいた上で答弁をさせていただきます。

子どもの医療費についてのご質問にお答えをさせていただきます。少子高齢化が急速に進む紀北町にとりましては、子どもを安心して生み育てることができるよう、子育て支援策を積極的に推進していくことは大変重要なことと認識をいたしております。子どもの医療費の無料化の範囲につきましては、現在、本町では通院は中学校卒業まで、入院は18歳年度末まで、病院、調剤薬局等で保険対象医療の自己負担相当額について助成をしているところをございます。

県内におきましては、多くの自治体が入院、通院とも中学校卒業までを助成範囲としていることからいたしますと、本町は積極的に実施しているものと考えております。今後の子ども医療費の拡大の範囲は、どうしていくかにつきましては、国の施策や動向を踏まえて、財政状況、近隣市町、県内市町の動向も注視しながら、慎重に考えてまいりたいと思っております。なお、子ども医療費、通院を18歳達成年度末までにしている市町村は、29市町のうち5市町しかございません。

それからですね、現在の窓口無料化についての小学校1年生までということをございます。三重県が中心となり家庭の経済状況に関わらず安心して医療が受けられることができるようセーフティネットの拡充の目的で、令和元年9月診療分から0歳から6歳到達年度末までの未就学児を対象に開始されたところをございます。

本町も紀北医師会、医療機関の協力を得まして、問題なく導入にいたっております。現在、制度が開始されたばかりで窓口無料化による県内全体の医療費の伸び率も把握できていない状況ですので、医療費の動向を注視ながら、現行制度を継続していきたい、そのように思っております。以上です。

平野隆久議長

近澤チヅル君。

11番 近澤チヅル議員

長々と財政状況は私は質問しておりませんが語っていただきました。本当にないのは子育てへの応援の心がないんじゃないかなと思います。18歳未満までなにをもって、医療費はいくらかかりましたか。また、今回の1年生の窓口無料は何人か、窓口無料のシステム変更はいくらかかりますかお尋ねします。

平野隆久議長

尾上町長。

尾上壽一町長

心がないことはございません。子育てと教育、これを重点プロジェクトと置いております。ですから、私は本当に子育てに対しての支援制度についてはですね、しっかりと財政状況も見ながら、できる範囲のことはさせていただいております。

それと、18歳年度末までの通院費を30年度の医療実績から計算すると、町単独で600万円の上乗せになるかと思えます。

それから、システム改修等についてもですね、1年1歳分ということでございますが、それをあげるだけでも、システム改修で200、300万円かかりますし、子どもの医療費の対象人数につきまして、増加分としては368万1,000円、予想分でございます。かかるのではないかと思います。

平野隆久議長

近澤チヅル君。

11番 近澤チヅル議員

90人に600万円ということですが、自己負担分で600万円、3割でかかりますか、お尋ねします。

平野隆久議長

尾上町長。

尾上壽一町長

担当課より答弁いたさせます。

平野隆久議長

上村住民課長。

上村毅住民課長

お答えさせていただきます。窓口負担分、町単独分で600万円の対象者のほうが400人ほどみえますので、想定で600万円ほどかかる計算になります。

平野隆久議長

近澤チヅル君。

11番 近澤チヅル議員

事前に資料をいただいたのと随分違うんですけれども、それぐらいかかる、全部の方が医療を受けられての想像なのか実績かお伺いします。

平野隆久議長

上村住民課長。

上村毅住民課長

最初にお渡しさせていただいたのが、すいません。国民健康保険対象分の数値をお渡しさせていただきまして、社保の分を改めて計算しますと窓口負担分も含めて、対象の医療費が約600万円ほど想定される計算になります。以上です。

平野隆久議長

近澤チヅル君。

11番 近澤チヅル議員

大変ですけれども、ぜひ未来の子ども、これが紀北町にいとなくなると大変なことになってしまいます。お願いしたいと思います。子どもの医療費無料化は3点セットです。年齢の引き上げ、窓口無料、そして何よりも財政負担が大変なのは、国の制度がないからです。県と市と町で頑張って今ここまでできております。国の制度をつくるよう紀北町から声をあげて、財政を楽にさせていただきたいと思いますが、答弁をお願いします。

平野隆久議長

尾上町長。

尾上壽一町長

国の制度がですね、やはり子育てに目をいっていただいて、子育ての部分でそういった部

分で、国の制度が上乘せされるようなことがあれば、もちろん町もですね、その浮いた財源をいろいろなことに使っていけると思いますので、我々といたしましても、国のほうへは要望をしっかりとしていきたいなと思います。

平野隆久議長

近澤チヅル君。

11番 近澤チヅル議員

よろしくお願ひします。3番に移ります。子どものインフルエンザ予防接種を高齢者や障がい者の方の標準的な予防接種の費用は、3,000円に対して1,500円の補助がありますが、子どもたちにはありません。一人その上、2回受けなければならない。標準的には2回合計すると4,500円いることになります。2人いると9,000円、子どもたちのためにどこからでもいいですので、一歩踏み出していきたい。町長の考えをお伺ひいたします。

平野隆久議長

尾上町長。

尾上壽一町長

インフルエンザの予防接種、これはよく理解できる部分もございます。ただ、町のですね、線を引いているところが定期接種と任意接種という部分でございますので、その辺もちょっとお含みおいていただいて、お答えをお聞きしていただきたいなと思います。

インフルエンザにかかった場合、ワクチンを接種した人は軽症で治りも早いと言われておりますので、接種を希望される方は副反応などについても、十分ご理解いただいた上で受けていただきたいと、そのように考えております。

直接の感染を防ぐものではありませんので、手洗いやうがい、体調管理、人混みを避けるなどさまざまな予防行動を徹底していただくことも大変重要でございます。過去におきまして、インフルエンザは感染経験の少ない子どもがかかりやすく、感染拡大の源である学校で抑えることができれば、社会全体の流行拡大が阻止できると考えられ、学校において集団接種が行われておりました。

現在のインフルエンザワクチンは、ほかの予防接種とは異なり、直接の感染を防ぐ力はなく、社会全体の流行を阻止しえる積極的なデータがないことから、子どものインフルエンザワクチンは平成6年に予防接種法の対象から除外されました。現在は、重症化の予防の観点から個人や家族、所属集団など身近なところでの個人防衛のための予防接種として任意接種に位置づけられております。

また、高齢者の方は重症化しやすく、インフルエンザワクチンによる重症化の予防効果が高いという考え方でありまして、国では定期接種ということになってございます。子どものインフルエンザワクチンの定期接種化については、国で検討が重ねられた結果、平成 17 年 3 月の予防接種に関する検討会中間報告書において、現行の方法によって子どもに接種した場合の有効性には限界があり、希望する場合に任意の接種として、接種が行えるのが適当であると結論が出されております。

なお、インフルエンザワクチンは現在、定期接種から除外されております。今後、予防接種法に基づく定期接種に位置づけられるかどうか、国の動向を注視してまいりたいと、そのように思います。

平野隆久議長

近澤チヅル君。

11番 近澤チヅル議員

国の動向を見守っていく町長の考えは、もうそこからは前進できないのかなという思いが強いです。

2 つ目に移ります。奨学資金について、4 番です。紀北町の奨学資金はすべて貸与型となっており、借りたら返すという制度になっております。これについては隣の市や国に遅れをとっております。給付型を導入すべきであると思います。例えば紀北町に帰ってきていただいて、何年間か住んだら返済をある部分を免除するとか、学校を卒業したら帰ってきて、生まれ育って紀北町で暮らしてほしい。そういう思いを込めて若者にエールを送っていただきたい。町長の考えを伺います。

平野隆久議長

尾上町長。

尾上壽一町長

奨学金の充実、これも何度かご質問いただいているように思います。本町の奨学金制度につきましても、紀北町出身で大学、高等学校等に在学する優秀な生徒で学資の十分でないものに対し奨学金を貸与し、有意な人材の育成に資することを目的とするものでございます。

貸与額につきましても、大学で年額 36 万円と、24 万円の選択性、高等学校では年額 12 万円となっております。毎年 2 月に町広報紙で募集し、4 月に奨学金選考委員会において貸与を決定しております。

貸与額につきましても、平成 26 年度に改正しております。大学でこれまで年額 24 万円

であったのを、年額 36 万円と 24 万円の選択性に、高等学校ではこれまで年額 9 万 6,000 円でしたものを年額 12 万円に増額し、さらなる充実に努めているところでございます。また、奨学金を貸与する人数については、予算の範囲内で定めとなっております。予算の範囲を超える申込みがあった場合は、いったん予算の範囲内で選考し、補正予算成立後、改めて追加の貸与者を決定するなど奨学金を必要とする方々の支援に努めているところでございます。

今後も引き続き、意欲と能力のある学生の教育を受ける機会を支援するため、奨学金制度を維持してまいりたいと、そのように思います。

平野隆久議長

近澤チヅル君。

11番 近澤チヅル議員

維持していくということは、給付型は考えていないということですか。

平野隆久議長

尾上町長。

尾上壽一町長

現状でいきたいなと考えております。

平野隆久議長

近澤チヅル君。

11番 近澤チヅル議員

時間がありませんので、次に進みます。次いって奨学資金の 2 つ目です。生活福祉資金、教育支援資金の交付を求める。12 月の広報にも母子福祉、寡夫福祉資金貸付制度について載っておりました。それは県の社協が貸し付け、窓口は福祉課です。でもそれ以外に県の社会福祉協議会で窓口が町の社会福祉協議会という制度もございます。低所得者世帯、障がい者世帯、高齢者世帯など世帯単位に、世帯の状況に合わせて高校、大学、専門学校の入学、就学に必要な費用を借りる制度があります。窓口が町の社協ですが、困った時は社会福祉資金があり、その中に教育資金の貸付もあることは知られておりません。

この制度についても、広報をしていただき、利用法に役立ててもらいたいと思い、そのことについてお伺いします。

平野隆久議長

尾上町長。

尾上壽一町長

生活福祉資金の教育支援資金のことでご質問いただきました。生活福祉資金貸付事業は、比較的所得が低い世帯、高齢者世帯、障がい者世帯に対して、経済的な自立や生活意欲を促進し、安定した生活を送ることを目的にした貸付制度で、市町の社会福祉協議会が窓口となり、三重県社会福祉協議会が審査、貸付を行っているものでございます。

この生活福祉資金貸付事業の1つである教育資金については、高校、大学等に入学、就学するために必要な経費を貸し付ける制度でございます。詳細につきましては、三重県社会福祉協議会及び紀北町社会福祉協議会のホームページに記載されておりますが、今後、町広報への掲載、中学校へ社協が作成したパンフレット等の配付など、町としても教育支援資金の広報には協力してまいりたいと思います。

また、奨学金はこういう社協の制度もございますが、独立行政法人の日本学生支援機構、ここにもですね、給付型、貸与型等ございますし、今、各銀行がですね、この学校へ行くための教育ローンのようなものもございます。そういったものも利用していただいて、多くの方が教育の機会を得ることができるよう、我々も広報していきたいと、そのように思います。

平野隆久議長

近澤チヅル君。

11番 近澤チヅル議員

お金のいらないところはやっていただけるというあれですが、給付型は私も昭和40年、海山町から1,500円奨学資金をいただいて、全額いただいております。50年前に遅れないよう頑張っていたきたいと思います。

それでは、2番目の紀北町新交通システム実証事業について、お伺いいたします。

11月25日の全員協議会で、来年2月から8月までの6カ月間、デマンド運行実施の説明がありました。来年度を待たず高齢者の皆さんの1日も早い運行をとという要望に伝えていただいたことは、2月から実施する、そのことは評価したいと思います。

これまでデマンド式、ドアツードアの方法しかないと考えていたので、良かったのかなと思いましたが、またも三重交通のバスセンターなどを利用し、委託金も既に多くの金額が予算の中に含まれておりました。事業内容も大筋は福祉タクシーと同じで、競合する存在となっております。紀北町には12年前から営業を続けて、また7年前、2年前と、3社の福祉タクシーを一生懸命運営されている皆さんがおります。この皆さんの営業を守ることが、まず何よりも必要ではないでしょうか。

三重交通は大きな会社で、これまでも紀北町が委託する形で、さまざまな事業を行ってき

ました。しかし、三重交通の専門は路線バスであり、福祉タクシーのような事業はやっていないと思います。まず、福祉タクシーのパイオニアである地元の業者の方に指導や協力を求めて進められたのかどうか、町自らこの方たちの競合になるようなことは、絶対にしてはならないと思っております。

そこで働く皆さんの仕事や生業、希望を壊してしまうことにならないよう避けるのは当然だと思っています。その道筋をしっかりと通しているのかな、疑問点はつきません。実質福祉タクシーのような事業を展開していくのに、なぜ三重交通に委託する道を選んだのでしょうか。委託費についても、町はこれまで河合線運行委託費は今年度 844 万 7,500 円となっており、いこかバス運営委託費は 448 万 6,400 円、さらにスクールバス委託料 1,048 万 7,840 円、幼稚園バス・通園バスの委託料 300 万 8,400 円となっております。合計で 2,643 万 200 円もの委託事業を三重交通に託しております。まだほかにあるかもしれません。

これだけの巨額の委託費をかけていることを町長はどのように認識されているのか、お伺いいたします。

平野隆久議長

尾上町長。

尾上壽一町長

次は新交通システムということで、なんかまず基本が議員誤解されてみえるんじゃないかなと思ったんです、今の質問を聞いて。

今、三重交通が委託しておるよ、運営しとるよというような意見なんですけど、新交通システムは町が運営して経営するんです。だから、三重交通に委託というのはですね、バスセンターの運行管理者、その部分が運行管理って専門性がいます。だから、三重交通にそういう運行管理の資格を持った方がたくさんみえます。

だから、そのことでその方たちをお願いすることによって、その方が休みでも他の方がいらっしゃる。もし何か運行管理で問題があった時にやっていただくことなんで、今、いろいろおっしゃっていただいた委託もですね、あれは子どもたちの学校のスクールバス、子どもたち歩いていけないですよ、統廃合した時にバスで行かせなければいけないですよということで、三重交通に委託しているんで、必要性からで委託しています。

だから、今、三重交通がしている路線バスの運行と、町がお願いしてお金払っている部分はですね、ちょっと切り離していただかないと、ちょっと話をごちゃごちゃになってくかなと思います。

だから、今回の場合の新交通システムについては、紀北町が運営して1,500万円かかります。それ紀北町がどんと出しますよという話なんです。移動の困難な方、交通空白地のところの方を移動するために、紀北町は今、集落支援員のほうを当てはめていますけども、集落支援員がもしなくなっても、制度がなくなっても紀北町はやりますよという気持ちで1,500万円、来年予算。制度が少しいじれば数字も変わってくるんで、試験運行のままいったとしたら1,500万円、これは紀北町がもう町民のために払いますよというお金なんです。だから、三重交通がちょっと昨日の議員にも言いましたけど、三重交通が逃げたり経営どうなった時に、この制度は続くんかということがありましたけど、そうじゃないんです。運転手さんも全部町が雇うんです。ただ運行管理の部分だけ、三重交通さんがやっていたく。

それと福祉タクシーの営業を守るということなんですけど、対象者が基本的に我々の対象者として、1人で移動できるけれども、移動手段がない、公共交通の空白地となっている、この方たちを対象。その中に一般的な方でも怪我したりとか、いろいろな事情があって移動手段がないって方ですね、だから観光でみえた方もJRで来たら移動手段がないです。だからタクシー的に使える人たちをやろうじゃないかと。こういうことを考えておりますので、こういうことは福祉タクシーの方に迷惑かける部分は多々あるかと思いますが、これは福祉タクシーの方も公共交通会議に入っていて、福祉タクシーの方の営業が大事です。だから、その営業が大事なんで、いろいろな方といろいろな話し合いをしてきた中で、福祉タクシーの運転される方に委託事業、10日間の委託事業を2つお願いするというような形になっておりますので、委託事業の部分は福祉タクシーの方からすれば、固定給になります。

そういったこともあって、福祉タクシーの方と意見もいろいろ、もちろん不満もあろうかと思えます。でも福祉タクシーの方も町民の移動のこと、町民のこういった移動サービスについて、ご理解をいっていただいたものだと思っております。

平野隆久議長

近澤チヅル君。

11番 近澤チヅル議員

私は誤解しておりません。今、町長がおっしゃったことは、すべて理解してその上で、あの質問をさせていただいております。

そして、何回も福祉タクシーの方とお話になったとおっしゃられましたが、何回お話になったんですか。上から私は町がこうしたんやという話をしたら、町民の方は嫌やと言わ

んと思います。わかっているけど仕方ないなと思って、今回も受けてくれたのだと、私は理解しております。町長との見解が違うようですが、再度お尋ねいたします。

平野隆久議長

尾上町長。

尾上壽一町長

決して上から目線ではございませんし、私もある福祉タクシーの経営をしている方ともお話をさせていただきました。その方はやはり理解していただいたと。福祉タクシーは一人で移動できない方たちのための福祉タクシーでございます。そういうこともあって、今の公共交通の空白地の方、移動手段を持たない方への理解もですね、やっています。確かに言葉的にはおっしゃいました、仕方ない、決まったことだからと。

それは十分我々も気持ちを汲んでいます。ただ、福祉タクシーの方はですね、もともとがそういう一人で移動できない方たちを移動しようじゃないかと、ボランティアの心があってやられることでありますので、だから、今、一人で移動はできるんだけど、移動手段がない、それから公共交通の空白地が 16 カ所あります、紀北町。こういう人たちをカバーするためであれば仕方ないという考えは確かにあろうかと思えます。

でもその思いは大事にして、我々も福祉タクシーの方に御迷惑をかけないようなシステムを、今、考えて実証しましょうと、これ実証して6カ月して変えるべきところがあったら変えてまいります。

平野隆久議長

近澤チヅル君。

11番 近澤チヅル議員

ぜひ紀北町で暮らして頑張っている皆さんの応援できる施策を、皆さんの知恵で考えていただきたいと思えます。そして、2番目に移りたいと思えます。

実証運行の無料化を求めます。私、100歩譲ってですね、実証運行がなされた場合、どれだけの利用者の方があるかが鍵となっております。そのために少しでも利用者を増やし、さまざまな意見を集めるために、福祉タクシーは無料という運動は、県内にはたくさんありますけども、今回はせめて実証実験中だけ無料にして、利用しやすい工夫を取り入れてみてはどうかと提案いたします。予算は3月まで21万円の乗車の皆さんをつけておりますが、それを取りはらってもらって、無料化がなされたら本当の今回の実証運行の良さがわかると思えますが、町長の見解をお伺いします。

平野隆久議長

尾上町長。

尾上壽一町長

無料化のお話なんですけど、無料化をすればですね、申し訳ないですけど、福祉タクシーが完全に潰れます。一人で移動できんけど、娘に連れていってもらいます。私、無料のほうに乗りますといえば、福祉タクシーを利用する方がおりません。

ですから、実証実験というのは一定のそういう他の公共交通機関とも料金を比較した上で行うことによって、それが高いのか安いのか、そういったものもわかるものでありまして、無料だからって、私とこへ行くのにちょっと呼ぶわなとって、そういうことをやれば、もう次の本格運行にはつながりません。

だから、そこをしっかりとして600円で高いんか安いんか、そういったものを検証しながら例えばですね、これ300円にしたとします。無料じゃなくて、福祉タクシーの方が動く余地がなくなります。みんな誰か隣の人、一緒に買い物行ってよとて言えば、一人で移動できない方たちの移動ができるようになってしまいますんで、だから、他の交通システムと料金とも考えなければいけないんで、実証実験については600円という形でさせていただきたいなと思います。

これは極端に言えば遠くからくれば、600円のところから来て3人乗れば200円です。三重交通のバスよりもお安くなるぐらいの金額ですけど、他の交通機関とのバランスを考えて、これで実験したいというんで、ご理解願います。

平野隆久議長

近澤チヅル君。

11番 近澤チヅル議員

福祉タクシーの方を潰すようなことをしないように、皆さんの知恵で考えていただいて、無料の期間を2カ月間でもやってみてはどうかというのが、私の提案でしたけれども、次へ進みます。

シルバーパスの発行、タクシー券の発行を求めます。29年の9月議会で、私の一般質問に対して、高齢者の移動支援をするため、シルバーパスの発行は何よりも必要ではないかという質問に対して、町長は制限を設けつつ移動手段を得にくい方に、何らかの補助を一生懸命考えている状態だとお答えになりました。

それから、2年が経ちましたが、今回の計画の中にシルバーパスもタクシー券も何も入っ

ておりません。考えているといいながら答えらしきものが見当たりませんが、このようなことを含め何らかの補助しなければならない喫緊の課題であると思いますが、町長の考えをお伺いいたします。

平野隆久議長

尾上町長。

尾上壽一町長

シルバーパスとかですね、そういったものについていろいろなことで、やらなければいけないなどは思っております。ただですね、例えば福祉タクシー、三重交通も全部ございます、いこかバスも。そういう中でこの新交通だけをパスを渡すわけには行きませんので、介護保険制度で使える介護の輸送サービスとか、そういったものもございます。そういった方、いわば要介護認定、介護認定される方よりも安くなるそうですね、じゃあ認定された方たちはどうなのよという不公平も出てきます。

だから、私は必要性はわかっております。ただこの新交通システムを行った上で、例えばですね、例えばいうとまた次とかまた次回いうんじゃないかなと思うんですけど、例えば免許返納の時に返納促進として 600 円のものを、例えばですよ、例えばいろいろな、10 枚組まれますといえ、これは福祉タクシーでも使えますよ。これでも使えますよということも考えられるわけです。300 円券とかね、ただ、本当に考えてはいるんですけど、まずやっぱりこの新交通がどのような動き方をすると。

それと他人の使っている、極端に言えば三重交通の乗降が減ります、明らかに。そういう無料パスどんどん出せば。そうすると我々は三重交通を残しながら、この新交通システムは交通システムの中の 1 つの移動手段だと捉えていますんで、我々は JR や三重交通も残っていただきたい。そういう思いがありますんで、そことのバランスが必要なんで、まずはこの制度をですね、見せていただいた上で考えていきたいと、そのように思います。

平野隆久議長

近澤チヅル君。

11番 近澤チヅル議員

少しは前向きな答弁だと思います。一生懸命考えていただいて実行できるところから進めていていただきたい。

第 41 回青少年の主張、紀北大会もですね、高齢者の運転についてという主張がありました。1 つ目は、この方はですね、公共交通がもっと高齢者に優しくなれば良いと思います、

中学3年生の方です。

具体的には乗り降りが優しい福祉バスのようなバスを、もっと日本中に広げればいいと思います。ほかにも高齢者の方は歩くのが大変なので、もっと家などに近ければいいなと思いますと主張されております。

私は高齢者の運転についての主張を聞くために参加していましたが、土砂の問題も出てきてびっくりしましたけれども、このように健全な中学生が育っておることを嬉しく思います。この人たちの今の純粋な気持ちが、そのまま育てられるよう町長も頑張ってくださいと思います、この公共交通の話、質問は終わらせていただきたいと思います。

それでは、3番ですね、東紀州広域ごみ処理施設について、お伺いいたします。①広域ごみ処理施設の立地についての見解を問います。全協の資料ではあたかも中部電力主導のようなごみ処理施設用地についての説明が行われていました。

しかし、この用地は示された場所も今回また浸水地域であることには変わりはありませんでした。町長もこの9月議会での私の質問に対して、ここで一番大事なことは津波対策をどうするかということだとお答えになっております。我々としてはそこをまず一番に念頭においてやっていかなければならないとおっしゃいました。

しかし、大事なことは、今日も地震がありました、津波とすぐ思いましたが、地震の対策が最初から必要な場所を用地の候補地としないことではないでしょうか。対策費用がよぶんにかかります。そのことについてどのように考えているのかが気になります。また、今回のごみ処理施設は5市町でとりかかっている事業ですが、その1つである御浜町議会が、12月6日付けで、御浜町長に対して議長名で全会一致で要望書を出しております。ここに貰ってきました。12月6日、平素は御浜町議会に対して格別なご配慮を承り厚く御礼を申し上げます。さて、令和元年8月30日及び12月3日の全員協議会において諮問されましたが、東紀州ごみ処理施設の建設につきましては、今後30年以内に発生する確率が80%といわれる南海トラフを震源とする大地震が懸念される中、安全で安心できる施設になるよう、また大地震の際の津波の被害を受けない場所への建設を要望します。合わせて大災害時に発生するであろう災害ごみを迅速に処理するための進入路などの津波浸水地域を考慮した上で、検討されることを要望します。

このような要望書が出ております。既に他の町からこの要望書が出て、町長もご存知だった。そういうこともあります、この用地についてどのように考えていらっしゃるのか、町長の考えをお伺いいたします。

平野隆久議長

尾上町長。

尾上壽一町長

広域ごみのことですが、立地ということにつきまして、尾鷲市ということでは大括りの中で決まっております。そういった中で尾鷲市という立地からすれば、紀北町にとって直ぐ隣の町ですので、利便がいいものだと思っております。それとですね、建設の用地まず最初に出た用地でございますが、あそこですとその造成等について、建物だけじゃなしに造成の部分で15億円かかるということなんで、その分が高いではないかと。これは5市町も共通認識でございます。それで7.1mのところは第2候補となっております。この第2候補7.1mで、浸水深が約4mでございます。4mの中で津波対策をしてやりますんで、今のところのように10m近い対策もしなくていいんで、我々としては場所として、そんなに悪くはない。

それともう1点ですね、一番大事なこと、前回の議会かな、お話をさせていただきました。尾鷲市に建てさせていただくんです。紀北町であればどういう議論もできますけども、尾鷲市で建てるということは、尾鷲市の市民の皆さん、議会の皆さん、首長の皆さんのですね、それぞれの理由もございまして、事情もございまして。そういったことも配慮しながら我々としたら5市町でどこが最適かということですね、今、これからも議論を続けていきますので、ご理解いただきたいと思っております。

平野隆久議長

近澤チヅル君。

11番 近澤チヅル議員

隣の町だから利便性は良いというようなお話もありましたけれども、確かに津波がきて、一番先に被害を受けるのは尾鷲市ですね。何か被害が起きて困るのは隣の町だということは変わりありません。

しかし、5市町の事業で税金を投入してやる事業である以上、紀北町としてどのように判断しているのか。津波浸水地域は、私はどうしても避けるべきだと思っております。どのようなお話の中で、この結果が出てきたのか、5市町での首長の皆さんの会議の議事録を、私は今回の質問で求めました。

ところがその答えは1回目は公開だったので、資料は残っているが、2回目以降は非公開の会議にすることを決めて行っていたので、議事録は出せないということでした。また、そ

のような重大決定を非公開にした理由は何だったのか。またそのような非公開の場に設定して、そこでどのような経過をもって決定したのかも、公開できない決定を議会に下ろして、それに対して議会に意見を求め、そしてそれをどのように首長会議で、紀北町の意見として議論されていたのかも、それではわかりません。

本当に町民の負託に答えているといえるのかと思わずにはおられません。本当に私もこれを知らなかったことを反省しております。町長はこのような重大な問題を非公開にして、議会に議事録も出せない、そのことをどう思っているのか、議会軽視であると私は町民無視であるのではないかなという気がしておりますが、町長の見解をお伺いいたします。

平野隆久議長

尾上町長。

尾上壽一町長

これもですね、決定をしたとおっしゃったですけど、決定はまったくしておりません。これから議論を進めていくということなんで、行政はこう紀北町内でもそうなんですけど、政策を形成する過程でですね、出すべきところと出さない部分があります。これ余計に市町で混乱、これを出すことによって混乱するという部分もあります。だからこの部分については、結論が出て、こうしたいということがあったら、その理由もつけて議会にお示しいたしますけども、この間の全協でも中部電力からも、こういう候補地第2ヤードの候補地が出ましたよという全協ですのですので、我々も第2ヤードでいくよという話を決定したわけではございませんので、ご理解をいただきたいと思います。

平野隆久議長

近澤チヅル君。

11番 近澤チヅル議員

決定したわけではないんですね、こういう提案がありましたというお話だったということですね、決定ではないということを再認識させていただきます。今年は災害の多い年で、長野県でも新幹線が水没していたのは、記憶に新しいと思っておりますが、あそこは地元住民だったら遊水池で絶対浸かるよって言われておったところですね。そのところを2m嵩上げて、これで大丈夫っていうたけども、実際は水没してまわりの方に、そのあげた部分の水が広がって、被害が大きくなったこともございます。嵩上げたから大丈夫だということにはつながらないのだと思いますが、嵩上げで本当に想定外のことに、想定外の津波に対応していけるのかどうか、そのことについても隣の町だからということではなく、町長の考え

を再度伺いいたします。

平野隆久議長

尾上町長。

尾上壽一町長

隣の町だからという意味がよくわからないんですけども、私らは5市町が関わるんで、どこであっても被害の受けられないような施設をつくるというのが最前提でございます。その中で想定という部分は、我々は津波避難タワーも建ててきました。一定の想定という基準がないと、じゃあの時あの議員がおっしゃいました、13m、いやいや20mくるんや、もっと上げよという話もありました。

我々としたら一応国や県が出している、国が出し県が出した想定を基準として、その中で地震や津波に耐えられる施設ができないかということで、今検討しております。もちろん今の建物はですね、耐震や地盤もそうですけど、十分耐えうる耐震のそういう基準がございますので、そういう杭打ち、今、最初の場所は杭打ちが20mも30mもしなきゃいけないということで、15億円余分に造成だけでかかるんです。

だからこっちの地山です、あそこは。第2ヤードとしたら、したらですよ、だからそういう部分はそういう経費が少なくてすむ。で、山ですからしっかりしているのではないかという議論もあるのは事実です。ただまったくそういうことで議論の場へ、まだいってないのも事実です。

平野隆久議長

近澤チヅル君。

11番 近澤チヅル議員

議論の場にいってないということですので、そのところは確認したい、決定してないということですね。これは県でいただいた県からとったやつですけど、両方とも浸水地域であることは変わりありません。このこともまたしつこく言っておきます。

それでは、2番目の交付金頼りの施設についての見解を問います。ごみ処理施設の建設について、より交付金が出るような施設を目指していると私は理解しております。交付金の必要上、それらが貰えるからといって、それに合わせるような現在のやり方で問題はないのか、このことについて見解を聞きたいと思います。

このため焼却炉に対する国の交付金の全容がわかる資料を請求しました。本当にここにありますけれども、このような分厚い、先ほどは議事録は公開されないということですが、こ

んな分厚い資料をいただきました。そして、持ってきていただいた方は、嫌味ではないですがという前置きをして、私には嫌味にしかとれませんでしたけども、この資料をいただきました。この質問の4日前でした。このような分厚い資料をいただいてですね、とても4日間では中身を理解することはできないし、4日以上かかっても私はこの全部なんで、理解できないと思います。資料請求はそういうことではないと思いますが、町長はこのような資料を私に配付されたことをご存知だったと、私は推測しておりますが、とても理解がしがたいこの分厚い資料をわたすということは、本当に理解できないだろう、理解できなくていいと捉えてもいいということなんでしょうか。

また、これを町長がそのまま渡されたとして、理解することができますか、お伺いいたします。

平野隆久議長

尾上町長。

尾上壽一町長

私のほうからは交付金頼りという観点をお話させていただきたいと思います。1つのものを建てようとした時に、交付金をいただいたり、補助金をいただく努力をするのは当たり前だと思います。町民の貴重な財産をお金を使わせていただくんですから、そういう努力をするのは当たり前だと思います。資料については、副町長から答弁いたさせます。

平野隆久議長

中場副町長。

中場幹副町長

一般質問の請求資料の提出について、少しお話をさせていただきます。

今回の近澤議員から提供依頼のありました資料につきましては、国の交付金の全容がわかる資料ということでございます。議員もご承知だと思うんですけど、全容となりますと法律から始まりましてですね、法律とかですね、要領、要綱、ガイドラインとかですね、細かいっぱい出てくるわけなんです。その一部をですね、全容と言われましたんで、一部をとってですね、お渡しするという事はなかなか難しい。

それと議会のほうからもですね、手持ちの資料で提出しなさいと、加工はしなくていいですよということをいただいておりますので、その加工するには手間がかかりますので、私どもは法律とか要綱とか要領をお渡しするという事で、担当課から私のほうにもこれでいいですかという問い合わせがございました。私の方としてはそれで結構でしょうということで、

お渡しをさせていただきましたが、議員さんそれがですね、議員さんの望むものじゃなかったというのであればですね、私からも謝らなければならない部分もあろうかと思いますが、今後議員さんに確認してですね、これでいいですかということも、徹底して行いたいというふうに思っておりますので、今回のことにつきましては、私のほうからお詫びをさせていただきたいというふうに思います。以上でございます。

平野隆久議長

近澤チヅル君。

11番 近澤チヅル議員

お詫びをしていただきたくて言ったのでありませんので、本当に町長、副町長、これ理解できますか。そのことも町長にお尋ねして、副町長にお尋ねします。

平野隆久議長

尾上町長。

尾上壽一町長

私であれば資料請求の中で、こういう循環型社会に関わる交付金の必要な部分を提出してくださいと書きました。

平野隆久議長

中場副町長。

中場幹副町長

理解できるかできないかは自信がございませんが、理解できるように努力はしたいと思います。

平野隆久議長

近澤チヅル君。

11番 近澤チヅル議員

書き方が悪いということですが、その前に私は話し合いがなかったのが、本当に残念なんですね。これ、こんなに時間も紙も税金ですよ、すべて。本当にそのことはちゃんと心にかけていただきたい。全体の奉仕者の仕事がそういうことなのか、本当に私は怒りというんか、私自身が情けないと思っております。

そしてですね、自分なりに交付金について勉強したところでございますが、この中にはですね、マニュアルのところ平成 17 年 6 月と書かれておりますが、この年にごみ処理施設への制度に何らかの変更があって、これが出されたのだと思いますが、何の変更があった

のかお伺いします。

平野隆久議長

尾上町長。

尾上壽一町長

私はその平成 17 年、なんの変更かわかりませんが、おそらく循環型社会への転換ではないかと思っております。担当から答えさせます。

平野隆久議長

玉本環境管理課長。

玉本真也環境管理課長

町長の申し上げたとおりであります。国は 3R と申しまして、資源化ごみの発生抑制であるとか、リサイクルであるとかいった部分に力を入れ始めた。法律もそういったものを対応した焼却施設に対して、手厚く補助をしていくと、そういった整備に変わっていったことによるものでございます。

平野隆久議長

近澤チヅル君。

11番 近澤チヅル議員

そうだと思いますけれども、大きなのは補助金から交付金に変わったことだと思いますが、違いありませんか。

平野隆久議長

玉本環境管理課長。

玉本真也環境管理課長

名称は違うかもしれませんが、交付金も補助金であります。補助金も交付金の一部でありますので、名称の違いについては、平成 16 年度以前のものについては、私は申し訳ありません、知りません。

平野隆久議長

近澤チヅル君。

11番 近澤チヅル議員

国のほうでは内容が変わったとっておりますし、この時期にですね、人口 5 万人以上、面積 400 m²以上という条件を付されたんですね。これで広域化や大型化が始まったんだと思います。

2008年には、これから先のことで3年後ですね、17年以前のことはわからないというお話でしたが、どのように変わったのかお伺いします。

平野隆久議長

玉本環境管理課長。

玉本真也環境管理課長

交付金にはさまざまな施設の種類があります。交付率3分の1の一般的な施設で説明をさせていただきますと、それまではエネルギーの回収推進施設の交付要件が、施設規模によらず一律で発電効率または熱回収率10%以上であります。それが新しい法によりまして、交付率3分の1は変わりませんが、エネルギー回収率については、施設の規模ごとに設定されて、具体的にはマニュアル表で施設の規模によって、エネルギー回収率の要件が変わってくると。よりエネルギー回収にかかる交付の要件が厳しくなったという考え方だと思います。

平野隆久議長

近澤チヅル君。

11番 近澤チヅル議員

エネルギー回収の交付の要件厳しくなったというお話でしたが、今回の計画は一定の時間、24時間営業でしたね。そうするにはやっぱりごみが必要ですし、予熱を利用するという部分でも、元の火力発電の部分が40%で、だいたい全国的には予熱は15%とか20%とか、そういう部分が普通だと思いますので、今回のこの交付金も私はごみの減量化には逆行するような交付金の制度ではないかなと思っております。

これについて、尾鷲のことですが、モデル新プランとかいうんですか、その中に組み込まれているような気がしますが、これはごみ問題とは別に考えるべきだと私は思いますが、町長の見解をお伺いいたします。

平野隆久議長

尾上町長。

尾上壽一町長

我々はですね、今、5市町で集まっているのは、新たな新ごみ施設のことでございます。それで先ほども申し上げたように、尾鷲市に建てさせていただきます。だから尾鷲市に少しでも循環型社会の中で利益があるのであれば、例えばその使ったエネルギーの余剰があれば、そこで使っていただければ、例えば8割こっちで使って、2割の余剰があれば2割使っていただければ、より循環型社会にマッチした事業になるのではないかと思います。ただ、我々

はシーモデルに口を挟む気はございません。

(「議長」と呼ぶ者あり)

5番 瀧本攻議員

私は議事録署名議員で、質問者もそうやけど、2回ほどですね、^{くびなが}首長という言葉が使われたんですね。だから、それは^{くびちよう}首長に直してもらわんとですね、議事録ね、ちょっと注意をお願いしたいと思います。

平野隆久議長

瀧本攻議員の議事進行に対してお答えさせていただきます。それについては、たぶん本人も気づいておると思いますんで、またあと自分で中で訂正されるんでしたら、またよろしくをお願いしたいと思います。あと時間がもう時間がないんで、まとめてもらうようにしたほうがいいと思います。

近澤議員。

11番 近澤チヅル議員

自分はそう言っているつもりでも、間違っって発言したこともございますので、違いがあれば訂正したいと思います。それでは最後時間もう1分しかないので、地方自治体の役割について、町長の見解をお伺いいたします。この1と2を踏まえてですね、地方自治体はどう役割を果たしていかなければならないのかお伺いします。

平野隆久議長

尾上町長。

尾上壽一町長

廃棄物ということで自治体の役割ということで答えさせていただきます。

廃棄物の関係行政におきまして留意する点、町の役割を説明する上では、廃棄物処理及び清掃に関する法律、いわゆる廃掃法の制定が大きなものでございます。廃掃法におきましては、廃棄物の排出抑制、適正な分別や収集、再生処分等を実施していくための基本的枠組みを進めておりまして、中でも一般廃棄物の収集と処分は、地方公共団体の責務とされております。廃掃法の目的の達成のため、廃棄物の衛生処理に責任を持つことにより、生活環境の保全を担ってまいりたいと、そのように思います。

平野隆久議長

近澤チヅル君。

11番 近澤チヅル議員

そのようによろしくお願ひしたいと思ひます。時間がないので、私、今年、古希を迎えま
した。そして同級生からすてきな詩を、同級生ですけどいただきました。つくったのではな
いんですけども、紹介していただきました。本気という詩です。本気になると世界が変わっ
てくる。自分が変わってくる。変わってこなかったら、まだ本気になっていない証拠だ。本
気な恋、本気な仕事、ああ人間一度こいつをつかまんことには。

私も古希を迎えましたが、皆さんとともに頑張っていきたい、その決意を持って今回の質
問を終わらせていただきます。

平野隆久議長

これで近澤チヅル君の質問を終わります。

平野隆久議長

ここで、暫時休憩いたします。1時まで休憩いたします。

(午前 11時 57分)

平野隆久議長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

(午後 1時 00分)

平野隆久議長

次に、12番 入江康仁君の発言を許します。

入江康仁君。

12番 入江康仁議員

それでは、議長の許可をいただきましたので、令和元年12月議会においての一般質問を
行わせていただきます。

今回の一般質問の通告は、大きく分けて2つの質問であります。まず1つ目は老人ホーム
赤羽寮についてであります。2つ目は、紀北町の新交通システムの今後の展望についてであ
ります。

それでは、1つ目の老人ホーム赤羽寮についての質問に入ります。私はこの赤羽寮の問題に関しては、改築の問題等に関しての質問を何回もやり、尾上町長の赤羽寮の運営に関しての考え方は誰よりも理解しているつもりです。

しかし、紀伊長島地区の町民の皆さまには、やはり赤羽寮に関しては並々ならぬ思いがあるようでございます。特に戦後の紀北町の復興に尽力を尽くした人たちであります。私は旧紀伊長島町と旧海山町が合併し、紀北町となった初めての町議会議員選挙に立候補し、当選させていただきました時からは、老人ホーム赤羽寮に関しては改築を訴えてまいりました。

そして、現在赤羽寮を利用しようとしている方々、また、必要としている方々はまさに戦後の混乱期に、この紀北町の復興にご尽力をいただいた方々であります。私はこの方々に人生の最後の楽園として過ごしていただく老人ホーム赤羽寮にしていきたい気持ちでありました。

そして、この方々たちが紀北町に住んでいてよかったと思われる改築をした老人ホーム赤羽寮を提供したかったが、改築が無理という町長の考えと、また、民間事業者との共存共栄を考えなければならない町長の立場を考えて、改築には諦めましたが、今回は現在の赤羽寮の運営に関しての問題であります。

その問題というのは、12月議会が始まる前の11月下旬に、5人ほどの町民の皆さまから赤羽寮に入所を申し込んだが、介護人の不足で入所を断られたというのが理由でありました。施設が古いとか、施設が古いから住みにくいかいというような理由なら、私は赤羽寮に関しては質問しなかったと思いますが、介護人が不足で入所できないとは大きな問題であると思い、質問することにした次第でございます。

それでは、その質問に入ります。現在のですね、老人ホーム赤羽寮の介護人を含む職員の体制はどのようになっているのか、町長、お願いいたします。

平野隆久議長

尾上町長。

尾上壽一町長

それでは、入江議員のご質問にお答えをさせていただきたいと思っております。

入江議員は何度も何度もですね、やはり赤羽寮のご質問していただきました。これはですね、やはり先ほどお話いただいたように、昭和、大正生まれ、この町を築いていただいた皆さんへの思いをですね、皆さんからの思いを代弁していただいているものと認識をしております、その赤羽寮を大切に経営・運営していかなければいけないという気持ちは一緒でご

ございます。そういう中でご答弁をさせていただきます。

赤羽寮におきましてはですね、人材が不足しているということは、ご指摘のとおりでございます。これも全国的にも特別養護老人ホームにおきまして、定員までの受け入れができないという現状があるのも事実でございます。これも介護人材の不足でございます。これに対しまして、国のほうはですね、経済連携協定あるいは技術実習生制度、これらによる外国人労働者の導入をしているところでございます。また、キャリアパス制度による処遇改善措置等を実施いたしまして、介護施設における人手不足の解消に対応しているところでございます。

少子高齢化が進み、介護を必要とする高齢者が増えることで、介護施設・事業所の整備が進められております。競合となる介護施設・事業所が増えたこと、就職を希望する人が少ないことで、介護職員の獲得が難しくなっているのも事実でございます。

処遇改善までいったですね。そこでよろしいですか。

平野隆久議長

入江康仁君。

12番 入江康仁議員

今、町長の答弁でですね、やっぱり私もある程度はいろいろ人に聞いて、介護人ですね、本当に確保するのが大変難しい状況であるというのは理解しております。その中で、今現在ですね、赤羽寮の入所者の状況はどういう中で、また入所者に対しての介護人数はどれほどいるのか、ちょっとまた教えていただきたいと思います。

平野隆久議長

尾上町長。

尾上壽一町長

現状の数字等でございますので、担当課長より答弁をいたさせます。

平野隆久議長

中村福祉保健課長。

中村吉伸福祉保健課長

現在の職員体制でございますが、赤羽寮は養護老人ホームが 19 名、特別養護老人ホームが 33 名で、総職員数は 52 名で運営いたしております。職別の内訳としましては、介護職員 30 名、調理員 8 名、看護職員 4 名、事務職員 5 名、生活相談員 2 名、宿直員 2 名、栄養士 1 名となっております。現在はそれぞれの職種において、利用者の皆さまに支援を行うこと

のできる人員を確保しております。以上でございます。

平野隆久議長

入江康仁君。

12番 入江康仁議員

今の答弁では、今の入所者に対しては適正な人数で配置していると、介護人を配置しているという理解でよろしいですか。

平野隆久議長

中村福祉保健課長。

中村吉伸福祉保健課長

そのとおりでございます。

平野隆久議長

入江康仁君。

12番 入江康仁議員

それとですね、来た人たちの中でのいろんな意見の中で、介護人に対しての民間との処遇に関してですね、格差があるかないかというようなことで、格差があるから町の老人ホームには来ないんだろうというような意見も出たんですけど、その点はどうでしょうか。

平野隆久議長

尾上町長。

尾上壽一町長

職員の待遇につきましてはですね、嘱託職員の給与、労働条件について、平成 22 年に制定いたしました老人ホーム赤羽寮に勤務する嘱託職員に関する規定に基づき行っているところでございます。この間、社会経済の変化や各種法律の改正に基づきまして、時世に合致するような規定となるよう努めているところでございます。

また、他の施設との比較でございますが、あくまでも求人情報などから他の施設の情報でございますが、職員の賃金や手当など確認しましたが、大きな差異はなく就労条件も含めまして、他の老人福祉施設と同等の水準ではないかと思っております。

平野隆久議長

入江康仁君。

12番 入江康仁議員

それでは町長、今の答弁の中でですね、あまり格差がないはずだということの中で、やは

りそれでは民間の事業者も、その介護人を確保するには大変な状態にあるというように認識していいですか。

平野隆久議長

尾上町長。

尾上壽一町長

はい、私も働いている方からも意見を聞いたりですね、いろいろ聞いたりもさせていただいた部分もございます。やはり辞める時に4、5人一緒に辞められたりですね、移動が激しい部分もあるそうでございます。

平野隆久議長

入江康仁君。

12番 入江康仁議員

やはりその一度に4名とか、大量にぱっと辞めていく時のいろんな原因があると思うんですけど、それはどういうものの理由がありますか。

平野隆久議長

尾上町長。

尾上壽一町長

私のほうからはですね、そこまでは聞き取りは行っておりませんが、いろいろな人間関係の問題とか、勤務状況の問題、そういったものがあるかと思います。補足で担当より説明をいたさせます。

平野隆久議長

中村福祉保健課長。

中村吉伸福祉保健課長

今年からの退職の事由でございますが、結婚・出産で退職された。それから、ちょっと高齢で退職された。それで心身の不調で退職された、その他いろいろございます。以上でございます。

平野隆久議長

入江康仁君。

12番 入江康仁議員

今、課長がいろいろな事情の中での理由を言っていたんですけど、今、町長の言われた4人も一遍に辞めてしまうとか、非常に大量にぱっと辞めてしまうと例があるというこ

とは、そういう中での今回が重なった4名が大量につながるということではないですか。

平野隆久議長

尾上町長。

尾上壽一町長

答弁不足でございます。これ私ある民間の施設関係の方からお聞きした話ですので、赤羽寮ということではございません。申し訳ございません。赤羽寮の今の不足の原因をもう一度言ってください。

平野隆久議長

中村福祉保健課長。

中村吉伸福祉保健課長

赤羽寮ではそういった集団で一遍に辞められるという方はございません。ただ、ちょっと出産を契機に退職された方とか、高齢を理由に退職された方、また心身とか親の介護の中で、介護につきたい方など、そういった理由の中で退職された方がみえております。以上でございます。

平野隆久議長

入江康仁君。

12番 入江康仁議員

私、赤羽寮の質問しとったもので、町長、赤羽寮に捉えてしまったんですけど、それは私のとり方もちょっと不足なところありましたんで。それでは、町長、これから私が質問する内容はですね、町民の方々が一町民として、自分の思いを込めていった質問であります。しかし、町民の言われる方も私は意見には理解もできたんで、その中でですね、質問の答弁をその町民にわかりやすいように丁寧に、ちょっと説明してやっていただきたいと思います。

それはですね、介護人もそうですけど、部屋がないんだったら、いうたら小学校の廃校なんかを利用した、1つの例は志子小学校の部屋なんかも、1つ直ぐにできるやないかと。そういうような、それは町民からみたら、それは利用の仕方によっては理屈も通るし、私もそう思います。

しかし、行政の中を知っている私どもは難しいのはわかるんだけど、やはりこれは私どもが説明するよりも、町長から説明したっていただいたほうがわかりやすいかなと。とにかくその老人ホーム棟の施設、また人の命を預かる施設をつくるにはですね、どのような申請をし、許可等が要ることなのか。どのような手続きが必要なのかという難しさ、ま

た現在どのような状況なのかということ、ちょっと町民にわかりやすく、ちょっと説明していただけたらと思います。

平野隆久議長

尾上町長。

尾上壽一町長

廃校舎等、これからもですね、町の空き施設がおそらく増えてくることだと思います。そういった観点の中で町民の皆さんがですね、その施設を使えばどうなんだろうというお話だとは思いますが、老人ホームへの改修とかですね、そういった他の施設の活用ということではですね、これからですね、こういった施設をつくろうとすると、入所者希望数や介護サービス見込み量を踏まえてですね、介護保険計画に計上されていないとできないということになっております。

現在、介護保険計画での新たな増床計画はございませんが、また、増床等にかかる整備については、三重県の許可を受ける必要があります。介護保険計画との整合性などを鑑みて、紀北圏内では今のところ難しいということでございます。

それと部屋が空いたからといってですね、そこを改修すれば特養のような形になるかといいますと、それはやはり必要な他の付帯設備、施設が要りますんで、なかなか部屋が空いたから、そこへお入りいただくということにはできないと考えております。

平野隆久議長

入江康仁君。

12番 入江康仁議員

そのところは私も理解しておるんで、しかし、今、言われた答弁の中で、志子小学校の廃校の跡地をですね、跡の部屋をなかなか老人ホーム等の使える部屋にはできにくい、またできないというか、そういう考えのものと答弁でいいですか。

平野隆久議長

尾上町長。

尾上壽一町長

今の状況等を踏まえれば、志子小学校という限定におきましてもですね、そこは活用できないと私は考えております。

平野隆久議長

入江康仁君。

12番 入江康仁議員

それでは、このやはり老人ホームに入所できない時にはですね、最後にですね、私はどうしても入所を断わらなければならない時は、丁寧に入所できない旨の説明をしながらですね、他の民間施設に斡旋するか、また、紹介等の配慮が必要と考えるんですが、やはりそれが必要と思いますが、どうでしょうか。

平野隆久議長

尾上町長。

尾上壽一町長

まず、赤羽寮はですね、一定の方のベッドがまだ3床ぐらいだったかな、2床か3床空いているのも事実なんで、まずはそこを満床にするという意味では、やっぱり働いていただく方をですね、見つけなければいけないんですが、いつも常時のように募集しているんですが、なかなか難しい部分がございます。

それから、丁寧に説明ということなんですが、今、赤羽寮がどんどん入っていただいているのも、赤羽寮の改善がどんどん進んできて、それなりに個室化もしたり、プライベート空間をつくったりですね、いろいろとまた職員が本当におもてなしの気持ちでやっていただくことで、以前はもっと空きがあったんですが、今、詰まってきたというのが現実でございます。

そういうことでは丁寧に説明させていただきますし、ケアマネ等がですね、いろいろな施設を紹介する上で、ここの事情そういったものも説明していただくように、我々としてもですね、ケアプランをつくる時に説明してくださいということは、福祉課のほうからですね、また丁寧な説明をお願いしたいと思います。

平野隆久議長

入江康仁君。

12番 入江康仁議員

今、町長答弁いただいたように、本当に施設に関しては、町長が改築に近い改修をしていくということの中で、いろいろ努力をやっていただいて、今どんどん、どんどんと住みよい本当に生活環境をつくっていただいておりますことには、私も町民の皆さんには言っておりますんで、それをどんどんまた続けていただきたいと思います。

それでは、老人ホームの赤羽寮に関する質問は終わります。

次に、2つ目の紀北町の交通システムについての質問に入ります。私は地域交通システム

には、以前から他市町の交通システムを真似するようなことではなく、また参考にした交通システムではなく、紀北町にあった紀北町民のための紀北町独自の交通システム確立づくりを言い続けてきました。

今までの紀北町公共交通会議による交通システムは、紀北町にあった紀北町民のための交通システムではありません。私は今回の紀北町新交通システムは、まさに私の思っていた紀北町民のための交通システムになると確信しています。

それでは、この交通システムが新交通システムが紀北町にあった、また紀北町民のための新交通システムになるために、私の不安の問題と疑問点について、質問いたします。町長はよくですね、紀北町公共交通会議と新交通システム体制での関係について、何か答弁の中ではですね、前者議員もこれに関しては、4人ですかやっております。その中でこの公共交通会議に諮り、何か許可をいただかなければならないような答弁をいたしておりますが、この関係というのはどのようなものか答弁をお願いします。

平野隆久議長

尾上町長。

尾上壽一町長

今の地域公共交通会議のお話でございますね。市町村運営有償運送と申します、今回やろうとしているシステムは。この市町村運営の有償運送は、地域公共交通会議の了解を得た上で、許可されるものでございます。

平野隆久議長

入江康仁君。

12番 入江康仁議員

それではね、町長。私はこの交通会議の国の制度による補助制度による、この公共交通会議の中での一環としてやるんだったら、これできないですよ。できない。これはこの交通システムはこれを交通、要はですね、この紀北町公共交通会議は、町長、私の今までの町長の答弁の中で、三重交通の存続、三重交通のためにという答弁よくやっているんですよ。いやいや、いえいえでなくて、しているんですよ。だから、三重交通ありきのための会議であると、私は見えています。

また、国の補助制度による会議だと思っとるんです。これでは今の紀北町のあった交通システムはできない。そこのところちょっと。

平野隆久議長

尾上町長。

尾上壽一町長

私が三重交通のお話をさせていただきますのは、地域間交通の話でございます。長島から尾鷲までいっています。それから島勝から尾鷲までいっています。そういった地域間交通の中で、それは三重交通が担っていただいて、5,000万円の赤字だしているんですけど、三重交通が3,000万円もっていただいています。それで約2,000万円を国県町で持っていただいています。ただ、3,000万円の赤字で公共交通、三重交通が動いています。だからその部分は、その部分です。

この公共交通会議の中では、先ほど申し上げたですけど、三重交通も入っています。タクシー業者も入っています。福祉タクシーの方も陸運局も入っています。それで交通関係の学者さんも入っています。三重県も入っております。そういった人がですね、許可をしていただけないと、この市町村運営有償の許可がですね、得ないと、ここ法律上の問題なんです。

だからこれ自家用有償旅客運送というのがございまして、それぞれの中でですね、市町村運営有償運送、市町村福祉運送、市町村空白地運送、これが相乗りのような感じだったんですけど、福祉有償運送とかいろいろ区分がございまして。その区分はそれぞれ法律で決まっておりますので、それで三重交通が関わるとか、関わらないというのはですね、今回はある意味、会議の中で意見はいただいておりますけど、それは地域間公共交通の話でありまして、この市町村運営有償運送、これについてはですね、別の法律の中でこういうものの許可がありますんで、その許可を得ないと今、考えているタクシーのように使える運送が、市町村が主体となってできないんです。

だから法律上で大変ややこしいかもわかりませんが、そして、その許可をいただいて、我々は今、誰もが乗れる、この有償運送ですね、1,500万円の予算を町が使って、させていただこうというのが、今回のことなんで、三重交通の今の既存の路線とか、そういうものはまたちょっと別において考えていただきたいなど。

平野隆久議長

入江康仁君。

12番 入江康仁議員

いやいや、私は今の路線なんか、どうのこうのは言ってないですよ。要はそんなら今、町長が言われたように、町長は前者議員の答弁の中で、三重交通の存続のためにもとか、ちゃんと答えておるんですよ。ちょっとここだけ確認してください。

平野隆久議長

尾上町長。

尾上壽一町長

三重交通の存続のためとかですね、それも1つの要因ではございます。それはですね、私の言いたいのは、公共交通システムの1つが、今回の新交通システムなんです。だから三重交通で今、学生の方も通ってみえます、いろいろな利用もされています。それはそれであったほうがいいですよと、しかしそこのバス停もないのもあるし、そういうものが通ってないところが16カ所ございます、公共交通の空白地帯というのが。そこの人たちがどうやって移動するかって、手段がないもんですから、そういったものを、だからいろいろタクシーもあれば、福祉タクシーもあれば、三重交通もあれ、いこかバスもあれば、廃止代替の河合線もあります。それに新たな交通システムを1つ加えて、みんなが使いやすい交通システムをつくるということでございます。

それで、三重交通のためにとかいう、私の言い方が悪かったかもわかりませんが、今の期間の地域間の交通網を残しつつという意味で、その三重交通を残すというのは、今お話ししました長島から尾鷲のバスもあったほうがいいよね、島勝から尾鷲までいくバスもあったほうがいいよねと、その中で公共交通の空白地や1人で移動手段を持たない方たちも使えるように、この1つのシステムを足せばいいというやり方でございます。

平野隆久議長

入江康仁君。

12番 入江康仁議員

それは町長、全然違いますわ。要はね、要はこの私は三重交通を廃除してって、三重交通があるから邪魔になるんだと。いや、だから三重交通がなければ、はっきりいうてここで空白地帯になります、みんな。みんな空白地帯になるんですよ、今度は。この三重交通があるからこそ、そして5,000万円の赤字というたけど、島勝路線と河合線で5,000万円の赤字になりますか、なるはずがない。もっている、資料出させとる、補助金も出しとるけど。それも一回提出してください。

そして、空白地帯になるからこそ、今度は紀北町の新交通システムが生きるんですよ。これが競合するような三重交通またタクシー会社があったら、福祉タクシーの競合、またこのような競合もあるから陸運局としても、許認可制のもので既存の業者をきちんと守らないかんとこもあるから難しい。これがなくなればみな空白地帯になったら、はじめて公共の紀北

町の今度の考え方の交通システムを提示すれば、これは陸運局は納得します。

それで、公共というぐらい強いものはないんですよ。まして先ほど一回福祉タクシーのこともいったけど、福祉タクシーに対してでもですよ、一人乗りの人、人の介護を受ける人しか乗せないというようなことをいってましたけど、実際その中での規約をきちんと守ってやっていますか。やっておるんやったら運営は絶対できないですよ、これははっきりいって。

その中で今やっておられるのは、そういう中でも業者から見たら、空白地帯の人たちを町行政のバックアップしとるんだと、考えのもとでやるのは悪質な違反は陸運局も許しません。しかし、そういう公共に対して協力しておる体制のような福祉タクシーなんかは、絶対潰しませんよ。

だから、総合的な私は言っとるのは、福祉タクシーと新交通システムはいいんですよ。だから、絶対に私はこれをするためには、もう三重交通むいていうけど、今度はここで町長、いこかバス、ふれあいバス、それで健康センター、そして河合線の補助金、そして島勝線の補助金、どんだけの予算あります、5路線の中で。

平野隆久議長

尾上町長。

尾上壽一町長

議員ちょっと誤解して、16カ所ということは今現在ありますよという話なんです、16カ所の空白地帯。ちょっと聞いてください。だから、全体の人が今回の方式すると、その空白地帯じゃなくっても、バス停の隣の人でも乗れるわけなんですよ。

もう今やっているのはタクシーのように、ちょっと電話かけて私どこどこ行きたいんやよと、いやまあまあちょっと聞いてください。そういうことなんで、三重交通があろうがなかろうが、陸運局は許可いただけるんです。そういう話できているんですよ。だから、そういうことで三重交通があるとか、なしに関わらず今回のシステムであつたら、どこからでも乗れるし、バス停の隣の人でもバスに乗らなくても、それを使えるんです。そこをちょっとまづ理解していただきたいと思います。

それと補助金等についてはですね、課長のほうから答弁いたさせます。

平野隆久議長

上ノ坊企画課長。

上ノ坊健二企画課長

まずですね、地域間生活路線であります尾鷲・長島線につきましての補助金ですけども、

平成 30 年の補助金としましては、447 万 2,000 円。それから、島勝線の補助金につきましては、85 万円ということになっております。そうですね、紀北町の補助金という形で。

次に河合線といこかバス、こちらは委託料のほうになります。河合線の委託料につきましては、平成 30 年度は 798 万 3,000 円、それから、いこかバスにつきましては、421 万 7,000 円ということになってございます。以上でございます。

平野隆久議長

入江康仁君、立って言うたって。

その 6 つについて、ちょっと再度立って言うたってください。

12番 入江康仁議員

いこかバス、河合線にまつわる三重交通への補助金、ふれあいバス、また島勝線、6 つ言うとする。

平野隆久議長

尾上町長。

尾上壽一町長

健康センターは健康センターが動かしていますんで、町は関係ないですね。

平野隆久議長

尾上町長。

尾上壽一町長

健康センターは健康センターのお客様を乗せるために、健康センターが人を雇って運んでいます。

平野隆久議長

入江康仁君。

12番 入江康仁議員

私はなぜ健康センターも入れるかということは、この新交通システムが確実に確立すれば、今言った健康バスまでもいらなくなる。いらなくなる想定の中で私は質問しとるということを考えていただきたいんです。だから、こんなもんは必要なくなるということで、私は質問していますから、要らんです、今、町長が言われたように、町長。戸口から戸口への荷物じゃないけど、玄関から目的までタクシーの制度と一緒になんですから、だからいいよということをおっしゃるんですよ、私は。この新交通システムは。

だから、そのためにはこれは増えるよと、今、1 台ずつだけど私は 3 台でも 4 台でも、5

台でもいけたんじゃないかなと思う。しかし、実証できんだから、実証試験やるというからそこまでは言わないけど、確実にこれは伸びてくと思う。その代わり要らないものを削除したら、これ要らん予算じゃないですかということをお願いわけです。そういう意味での質問なんです。だからわかっているよというたんは、そこなんです。

平野隆久議長

尾上町長。

尾上壽一町長

我々としてはそういうことで利用していただくことが増えていただくことがありがたいです。やりがいがあります。だから、まずは実証実験でどれぐらいの利用者があるかということ調べてですね、それがどんどんあれば、1地区に2台でもいいわけです。ですから、そういうものの実験を6カ月、まずはさせてくださいというのが、今回の12月補正の2カ月分ですよ、予算になりますんで、そういうものを見て極論すればですよ、前の議員にも言ったですけど、まず町が委託している部分のいこかバスとか、河合線の問題がどうすべきかということがありますんで、それは例えば河合線がもうそれ利用する人ばかりで乗らなくなれば、河合線を廃止して、もう1台、逆にいうたら車を1台増やせばいいわけで、だからそういうことは今後、実証実験の中で見ながら、6カ月後にどうするかということを決めるといことなんです。

平野隆久議長

入江康仁君。

12番 入江康仁議員

町長、それは十分認識で、私はこの交通システムは紀北町が主体でできるから、そしてその体制の中でいうたら確立、絶対によいと私確信しとるんです、最初にいうたように。だから、しかし実証実験の中で町長は裏付けをきちんとしていたから、実証実験するんでしょう。だから、私はこれは、だからそうなった場合、確立した場合は今いったようなこの不要なものは、みな路線はいらんよ、三重交通も出ていってくれたらいいよと。それで今度は福祉タクシーとそれでこの実証実験のこのシステムを、2つが組んだらですよ、福祉タクシーもやってかれるし、こっちもやってかれる。

だから、そういうところは初めてここで紀北町主体の中での協議をしながら、紀北町民に本当に利用できるシステムを考えて、どんどんやっていただきたいと。私はこれ最高やと思うんですよ。町長にいうたようにタクシーと一緒にですから、今まではある程度、乗り場ま

で行かなくてはならなかった、時間の制限もある、決められたところへ行かならなけれども、電話できてくれる、タクシーと一緒にすごいですよ、これ本当に日本でもないですよ。だからこれは是非やって確立してほしいんです。

だから、その中で不要なものが出てくる、はっきりいうて。こんなもんみんな車もあのマイクロバス大きな健康センターも空気運んでおるかとかいわれるぐらい言われておるんやから、町長ははっきりいうて。そういういろいろな人件費また燃料費、また車等もですね、またそれは町の関係の中でいろいろなところ使えると思うんです。スクールバス等のいろんな関係もあるから、そういうところ使えるし、私はどうしてもこれをしていただきたい、そのためには、いま自分の思っていることへの不安を取り除きたいもので、その町長に確実な返事をいただきたいんです。

だから三重交通がいったって関係ありません。いったほうがいいんです。空白地帯をつくったほうがいい、逆に。三重交通を絶対頭においてもろたら困るんですよ。そういう私は以前からいうと三重交通をはずせと、これが邪魔だから競合性とか、いろんな路線の邪魔になるとか、なんでこっちのほうが一歩下がらんなんの。

相手は出ていってもろたらええんやから、あの人たちは民間で補助金を切ったってください、切ったら一遍に撤退してきますわ。これは補助金、はっきりいうて。それなら今、私もちらっと聞いたけど、松阪線に対しても尾鷲、紀北町、それで大紀町、大台町といくけど、大台町は補助金出してないらしいですよ。そこはどう思われる、町長。

平野隆久議長

尾上町長。

尾上壽一町長

基本的に、入江議員、あなたの言っていることと、ほぼ一緒なんですよ。これは私は1,500万円かけてやりたいと、今の段階ですよ。それは2台になればまたお金もかかります。だから、そういうことをやって不要な、不要なというかな、一緒に被るような部分があれば、もちろんそこを廃止することによって、その予算を回すこともできます。

たがら実証実験をさせていただいて、そういうことでそういう不要な部分が出てきたら、二重に、おっしゃるように例えば1つの路線が空気を運んでおったら、三重交通も放っておいても撤退しますし、町としてもですね、町がやっているのは、今、いこかバスと河合線なんですよ。そこもそういう形になるかもわかりせん。やってみなきゃわからないんで、この6カ月間実施をさせてくださいよと言っていることが、先ほどからずっと言うことで、それ

でこれは私らも本当に日本でも珍しいシステムなんですよ。極端にいうたら 10 分間で 600 円、タクシーがもしあったとすると、これ 2,550 円、2,500、2,600 円かかる移動賃なんですよ。

それがそのタクシーで行けば 2,600 円かかるものが、600 円で 3 人で乗れば 200 円で移動できるんですよ。だから、私はこのシステムは最高だと思います、今の段階では。だからその最高なシステムを動かしながら、既存のものを見直していく、そういうことをさせていただきというのが、この 12 月予算なんで、この予算でできなかつたら、この先できないという話になりますんで、そういうことをまずやれば入江議員のというような結果になるかもわかりませんし、入江議員のというような結果になるかもわかりません。

ただやってみないとわからないんで、この 2 カ月、それから当初の 4 カ月、これをさせていただきますと言っているんです。

平野隆久議長

入江康仁君。

12番 入江康仁議員

いやいや町長、それは私はやるなとか、やってくださいとかじゃなくて、このシステムはいいよということの前提の中での、一緒なんですわ。そやで私は実証実験をやるのに、やるとかやらないとかの議論しとるんじゃないって。これは確立、私確信もつとるといっとるよ、絶対にいいですよ。だから、もう余裕なものはみな予算から取り外すような考え持ってます、私は。だから質問しとるんですよ。いくらあるかというと。

それと先ほど近澤議員いうた 2,690 何万か、あれ何の予算やな。それからいうと、ちょっと金額があわんもんで、その何の 2,600 万円かちょっと。

平野隆久議長

尾上町長。

尾上壽一町長

先ほど町の持分というお話もさせていただきました、課長は。国県町の補助金があつて、この地域間公共交通は残さなければいけないと地域のために。だから、国も県もお金を出していただいております。町の持分があれです。それから尾鷲が起点で長島が起点、尾鷲が起点で島勝が起点になりますので、尾鷲市の補助金も当然入っています。

平野隆久議長

上ノ坊企画課長。

上ノ坊健二企画課長

先ほど近澤議員の中でですね、お示しされた2,643万200円につきましてはですね、これは河合線の運行委託につきましては844万7,500円と、それからいこかバスの運行委託ということで448万6,460円、それからスクールバスの相賀小学校、赤羽小学校の委託で1,048万7,840円、あとスクールバスの紀伊長島幼稚園の関係で300万8,400円ということで、これら合わせて、町が三重交通に対して委託している金額というふうにご質問されて、そういったことでの回答ということで、ご理解いただきたいというふうに思います。

12番 入江康仁議員

わかりました。

平野隆久議長

尾上町長。

尾上壽一町長

町が子どもたちが学校へ行くために必要なのとか、そういった幼稚園に行くために必要なので委託しているのが委託料です。だから経営とかそういう観点ではないです。紀北町が全部出して子どもたちの移動やそういうのをやっています。だからその2千何百万というお金、紀北町が全部経営とか、そういうのなしでお金を出して委託しているわけです。

それで補助金というのは、先ほど申し上げた国県町での補助金、それは地域間交通の補助金でございます。

平野隆久議長

入江康仁君。

12番 入江康仁議員

次にですね、だいたい私の質問内容をわかっていただいたと思うんで、これは確立されるという前提のもとで、また質問させていただきますけど、これちょっと委員会でちょっと質問でた中、ちょっと言いますんで、この252万8,000円の内訳ですね、課長、これに対して運転手やオペレーターの賃金で98万5,000円、それであとは社会保険料とかいろいろあるけども、この運転者、オペレーターは何人分の予算なのか。1人あたりどれぐらいなのか、そして、もう1つは三重交通への運行管理費等で66万2,000円と、これの内訳をちょっと教えてください。

平野隆久議長

上ノ坊企画課長。

上ノ坊健二企画課長

今回のですね、実証実験におきましては、運転手の方は4名を予定しております。そのうちの4名のうちですね、2名につきましては、集落支援員制度を活用しまして、2名を確保します。それから他の2名につきましては、だいたい月で10日前後ということで、こちらはですね、福祉タクシーの関係の方に委託のほうをお願いしたいというふうに考えております。

これらにかかる経費のいわゆる12カ月分の2カ月分をですね、予算計上させていただいたということになります。あとオペレーターにつきましても、オペレーターはメインが1名なんですけども、当然休みとかも必要になりますので、サブ的にですね、もう1名の方を雇用するというので、この方についても12カ月の2カ月分という形で、予算のほうは計上させていただいております。

12番 入江康仁議員

それは、課長、答弁不足や。

平野隆久議長

答弁不足ね。

12番 入江康仁議員

課長、俺いってとるのは違うよ、意味は。この98万5,000円の運転手とオペレーターに2カ月って何、6カ月の実証実験でしょう、これ。

平野隆久議長

尾上町長。

尾上壽一町長

2月、3月分だけです。それでそこから後の4カ月分は、当初予算でまたあげさせていたかと。

12番 入江康仁議員

それに対して1人の方にはいくらにあたるかということ。

平野隆久議長

尾上町長。

尾上壽一町長

基本的にこれは毎日運行になりますもんで、人には働ける時間、勤務というのは労働基準法で決まっております。だから、1台1台なんですけども、この2人がいるので、こういう

形の4名という形になっています。そして、詳細については課長から答弁いたさせます。

平野隆久議長

座っての答弁ちょっと待ってください。今、答弁いたさせます。座ったままでの発言はやめてください、答弁求めていますので。

上ノ坊健二企画課長

すいません、ちょっと調べさせてください。

平野隆久議長

それでは、2時まで暫時休憩とします。

(午後 1時 48分)

平野隆久議長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

(午後 2時 00分)

平野隆久議長

上ノ坊企画課長。

上ノ坊健二企画課長

先ほど今回のですね、補正予算 98 万 5,000 円の内訳としてですね、ドライバーとオペレーターのひと月ですね、費用ということでお聞きになったと思います。ドライバーのひと月につきましては、14 万 6,475 円ということで、1 カ月分をみております。オペレーターにつきましては、13 万 9,440 円ということで、それらの2 カ月分ということで計算をしております。今回の実証実験につきましては、2 月 17 日からということになっておりますけれども、研修期間等も踏まえてですね、2 月 1 日分からということで、2 カ月分のほうの予算をですね、計上させていただいたということでよろしく申し上げます。

平野隆久議長

入江康仁君。

12番 入江康仁議員

誤解のないために言うけどね、町長はこの実証実験をやらしてくださいというようなこと言うけども、私はやって欲しいから、それで確立するよと、町長。絶対に自信があるから、これはやっていただきたいと、そのために私はいろんな、今度は確立した時に余分なものは省いた中で財源も考えてのいろんな予算を聞いたわけです。

それでまた今の運転手に対することも、やはりこれは確立した場合は、必ず今の1台ずつではなくて、私は5台まで必要になると思う。当然ここで雇用が発生する。運転手もいる、だから運転手さんに対しての、ドライバーに対しての雇用の条件として、最低いくらぐらい出るのかなということ、ここでみな言ってもらったら、テレビを見て周知するから、私はそういう意味で質問したわけなんですから、それはもう誤解しないでいただきたいと思う。

そしてですね、もしこれが確立した場合はですね、仮にこれは8時半から4時半までですか、このやはり時間帯は、やはり私は先ほど町長が答弁で言われたように、島勝なんかは今の島勝路線に対しても、学生が乗るとかいうことも言われました。

だから、7時か7時半のやっぱり予約でできるわけですから、1日前に。だから、島勝だったら高校へ行くのは、4人か5人かな、どれぐらいですか、今、ちょっと把握している。学校へ行く人たち、そこだけちょっと。

平野隆久議長

誰が答弁できますか。

尾上町長

尾上壽一町長

島勝はですね、おそらくいないんじゃないかと思う。いえ、それは路線の問題を言っただけの話で、いないのではないかと、一人おるそうです。

平野隆久議長

中井教育長。

中井克佳教育長

現在、島勝には尾鷲高校へ通っておる生徒が1名おります。以上です。

平野隆久議長

入江康仁君。

12番 入江康仁議員

だから、そういう生徒たちにも、やっぱり三重交通じゃなくても、これをいま利用できる

わけですから、それで1日手前に予約してたらいいわけですからね。それで仮に1人で乗ったって600円ですか、10分、あそこはどれぐらいかかりますかいな。それでまた仮にですね、家族で乗った場合はまた安なるわね、先ほど3人乗ったら200円ということになるというようなことで、だから、そういうような私はどうしても、新交通システムの確立をできるという上での質問でございますので、是非これは町長、確立できるようにやってほしいから、私は当初いったように不安とか疑問のそこだけは徹底して質問していきたいと思って、今やっております。

だから、その時間帯のそこはどうか、町長、その中で。

平野隆久議長

尾上町長。

尾上壽一町長

何遍もいいますが、実証実験なんで、こういう中で例えば松阪や津の病院に行くのに、1番に乗りたいよ、名古屋に行くのに一番に乗りたいよというような、一番という古いですね、JRの特急に乗りたいよという方が多くいけば、例えば運行時間をずらすとか、2台になれば運行時間の始発と終了をずらして、一番利用の多いところを重ねればいいわけですよ。

そういうものも実証実験をすることによってわかっていますので、まず実証実験でそういった今おっしゃったのは、ほとんど実証実験でわかることだと思います。だからこの実証実験がいかに大事か、そして6カ月の間にいかにおっしゃるように、一番最初の列車に間に合うようにするんか、そういったことも踏まえてですね、ただ、10分600円ですので、あと加算もされます。そういうことも踏まえてですね、意見を集約する。これは相乗り運送の時もいこかバスの時もそうです。運行しながら意見を聞いてどうするかと。それが相乗り運送の時も十分意見を聞いて、そしてその後どういうシステムがいいのか、ボランティアでは限界ありますよね、だから町でもう運転手を雇いましょうよ、雇ってお金かかっても仕方ないじゃないですか、今、言われたように私はこのシステムが、今現時点ではタクシーのように気軽に使える最高のシステムだと思いますし、値段もさっきお話したように600円、片やタクシーであれば2,600円です。

こういった違いもあってですね、これらをしっかりと把握しながら、はたしてその料金も適正なのかどうか。福祉タクシーとの料金の関係もございませう。あまり安くすれば先ほどいったように、福祉タクシーも経営の危機に陥ります。そういうのもバランスもですね、この

6カ月の間で考えていきたいなというのが考えでございますので、その後、経費削減とかそういうものも踏まえて利用されなくなってきたところは、また廃止ということも考えられるということでございます。

平野隆久議長

入江康仁君。

12番 入江康仁議員

町長、先ほど町長が言われたように、福祉タクシーとの競合ですね、これは先ほどいったように、やはりどういうことにしろ町が後押ししたシステムをつくることになれば、競合するようなことはないと思います。

それで単面的にはですね、町長、あなたの初めて町長に立候補した時のスローガンですね、何だったか、ちょっと思い出していただきまして、住民目線であり住民のためにと、やっぱりそのにこやかな顔でですね、予算をどっと付けても誰も文句いいませんから、町長。

そういうところでどうしても私は福祉タクシーを成功させていただきたい。それで仮にですね、これ実証実験の中で、私は半年やるなかで、もう直ぐに問題があれば課題は直ぐ出てくると思う。課長もちょっと委員会で答弁もあったように、出たらですね、その6カ月の実証実験の中で、もうどんどん改良しながらやっていけばいいと思うんですよ。

6カ月して総まとめをして、そこで1つのまた審議するようなことじゃなくて、どんどん、どんどん改良しながら6カ月後には、もう問題点も解決してこれでいこうやというような形の新交通システムでいいと思います。これは利用する人たちの声を聞くんでしょう、聞くための実証実験ですから、その都度やはり問題は的確に出てくるわけですから、利用する方々の。それはどうでしょうか。その6カ月の実証実験の中で、問題が出た場合はできますか。

平野隆久議長

尾上町長。

尾上壽一町長

課題は出てくるものだと思っております。課題は集めてですね、どういうことでやればいいのかということで、本格実証に移るといってございまして。課題に単純にお金のいらぬことであれば、明日の日にでも改善はできることがあるんですけど、予算化ということでは、予算をやらなければいけません。そうすると4月、5月、6月、7月ですよ。来年度、新年度、だから例えば6月の補正予算で、もうこういうシステムでいきますよといって、その余分にかかる部分は認めていただけないと、もうそのままの予算でしたらできないというこ

となんで、それで改善を全部踏まえてできるだけ皆さんの意見に沿うような形のシステムにした上で、6月なり補正でその部分をプラスにするなり、試験運行の分だけにして、6月新たにあげるのか、それ予算はこれからのことなんで、そういう形で議会に予算としてお認めいただけないと、この新交通システムが動かないということです。

平野隆久議長

入江康仁君。

12番 入江康仁議員

いやいや、だからその予算的なもんは十分わかります、町長。今いわれたように6月に補正で組んだらいいんですけど、要はその今の通勤帯にあわせての時間帯のあれとか、時間帯もそれは町長の言われたとおり、仮に台数は増えると思います、これからは。だから、早番とちょっと遅れた交替制にしたらそれでいいのかなと思いますし、だから問題点を先に利用する方々にどんどん、どんどん聞きながら、私が言いたいのは6カ月以内でも、そういう予算に関わらない改善ができる場所があったら、できますかということをやつとる。

平野隆久議長

尾上町長。

尾上壽一町長

どうシステムが変わったということを周知していくかという問題もありますので、そういうことも踏まえて検討させていただきます。

平野隆久議長

入江康仁君。

12番 入江康仁議員

理解できないもんで、もうちょっと。

平野隆久議長

尾上町長。

尾上壽一町長

システムをどうやっていろうかという話ですよ、じゃなかったんですか。

それを周知したり、システムを変えるとやっぱり周知しなければいけないんで、一定のことをして、それが何月ということなんかわかりませんが、そこから本格運行という形におそらく集約した上で結論を出さないと、またやっている間にシステムや時間帯が変わるといのもおかしいんで、我々としてはそれを試験運行の中で集約していきたいというのが考え

です。

平野隆久議長

入江康仁君。

12番 入江康仁議員

そやけど実際1台の中で、1台ずつ海山と長島に1台ずつの中で、いろいろな問題が私は直ぐ出てくると思うんですけど、やはり時間帯のことにしろ何にしろというのは、やはり台数があって初めて島勝の例にとれば、7時通学のある時間帯やったら7時だと、そのようなものはやっぱり実証実験の中でできないわけでしょう。その時間帯に関しては実証実験の中でも、8時半から4時半というのは守るわけなんですか。

それやったらその時間帯に対する、通勤に対するあれはできないんじゃないんですか。どうですか、利用する人はないわけですから。

平野隆久議長

尾上町長。

尾上壽一町長

そういうものがですね、運行すれば私、汽車で行きたいんや、私ここへ何時に着きたいんやという意見がどんどん出てくると思います、電話も。そういうのも意見も求めていきますし、アンケートもその乗車された方に、意見を聞いてきますし、そういう意見の集約は今後もずっと続けてきます。続けることによって意見が出てきます。それをどうやってやり出すかという時、本格運行の時にしっかりとしたシステムをつくって、継続的な運行ができるようにやっていくということなんです。

平野隆久議長

入江康仁君。

12番 入江康仁議員

町長これはあくまでも本当できて、継続的にやるのはもうこれは当たり前なことなんで、要はその中でですね、この成功例をつくるのにも、やはり実証実験の中でですね、やはり紀北町公共交通会議とか三重交通は別にして、別にしてですよ、紀北町による紀北町の職員と、いうたら企画課を含めた、担当が企画やったら企画、福祉はどこになるの担当は。福祉タクシーの担当は、これも企画か。福祉は福祉タクシーでこっちやな、担当は。そんなら福祉と企画を交えた中での、またその体制づくりをですね、これつくっていただきたいと思えますけど、どうでしょうか。

平野隆久議長

尾上町長。

尾上壽一町長

地域公共交通会議の話なんです、それは別にしてはできないんです。

そやでそれを了承してもらわないと、その許可が出ないんです。そして、我々が地域公共交通がああしろこうしろ言っているわけではないんですよ。我々が提案して、それぞれの委員に理解を求めていきますんで、今いったようなことも変えなきゃいけなかったら、私のほうから提案して、朝早くからしたいんやと、そやけどそれは一つひとつ了承というものが要るんです、一番最初に言わせていただいたように。

だから、そういう問題が出てきたら私が提案します、地域公共会議へ。そして、委員さん認めてくださいということで、認めていただいてシステムを変える。だから、1つシステムを変えるのに会議の了承がないと、法的に駄目だよとなっていますんで。

平野隆久議長

入江康仁君。

12番 入江康仁議員

今、町長ね、答弁いただいたように、公共交通会議のやっぱり諮問するというんか、そういうような形の、このシステムづくりの中での公共のね、それは致し方ない。だけど、今言われたように、私確認だけとっておきます。この紀北町が主体になった新交通システムは、今は公共交通会議においても、町長が提案してこうしますっていうたら了承されるわな、当然これは。いやいや不安やから、そこだけ確実に返事もろとこかな、これ不安でならんのですわ、はっきりいうて私はな。

だから、いま言われた町長の答弁は、当然そのような感じで受け止めていいんですか。

平野隆久議長

尾上町長。

尾上壽一町長

これの12月に予算をお認めいただいたら、地域公共交通会議が1月の中旬にございます。そこで了承してもらって、初めてこの実証実験がスタートです。だから、予算が立たなかったら、予算が可決されなかったら、公共交通にも出せません。それで公共交通のですね、我々はそこへ出すまでに、一応こういう形でいきますよ、了解してくださいねと、内諾的とまでいえないですけど、こういうことも各委員と折衝しながら、このシステムでいいですよ

ねと了解が、暗黙の了解的なものができてくるわけですね、会議に出すまでに。もう訳のわからんのを会議へぶっと出すわけではないんで、そういうシステムで今やっていますんで、だから、極端にいったらこの 12 月の予算が通じなかったら、公共交通会議に出せません。運行がバツになります。それと試験もできん。この試験できんのなら本運行もできません。だから、我々は可決してくださいとって、予算が要りますよ、それで公共交通に予算が示されて、12 月に予算が認められたら、1 月の中旬に公共交通会議を予定していますんで出します。

そういうことからすると、そこからの準備というと、2月 17 日というのが準備期間として要るでしょうという流れになってますんで、そこもご了解していただかないと、どうしようもこのシステムが前へ進みませんので、よろしくお願いします。

平野隆久議長

入江康仁君。

12番 入江康仁議員

今、町長が言われたように、あとは予算と公共交通会議の諮問だけだから、それはしっかりとあなたが今いわれたように、これは日本でもないシステムですから、ぜひ実現できるように、また本当の紀北町の町民のための交通システムとなるよう頑張ってくださいたい。また予算面では我々もしっかり応援いたしたいと思います、よろしく。

これで私の質問を終わります。

平野隆久議長

これで、入江康仁君の発言を終わります。

平野隆久議長

ここで、2時 30 分まで休憩といたします。

(午後 2時 18分)

平野隆久議長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

(午後 2時 30分)

平野隆久議長

次に、6番 原隆伸君の発言を許します。

原隆伸君。

6番 原隆伸議員

皆さん、こんにちは。通告にしたがって議長の許可を得ましたので、紀北町 12 月定例会の一般質問を最後にさせていただきます。町長もお疲れだと思っておりますが、誠意をもってお答えしていただくことをお願い申し上げます。

それでは、私の質問は、合併特例債も残り少なくなり、これからのまちづくりについては、効果的な予算編成に心がける必要があると思われまます。そこで今後のまちづくりについて質問いたします。ある意味、ここからが町長の腕の見せ所でもございますので、1つよろしくお願ひいたします。

第1点としまして、町長の成すべき仕事と責任について答弁を求めます。

平野隆久議長

尾上町長。

尾上壽一町長

町長の成すべき仕事と責任ということですが、すべて行政がですね、私、予算化して決定し、議会の議決をいただくもんですから、私がこういった町行政についての責任を持たなければいけないと思っております。その中で仕事としてはですね、第2次総合計画、みんなが元気！紀北町～豊かな自然、にぎわいと笑顔があふれるまち～これをですね、しっかり実現に向けて取り組んでいくことが、私の仕事であると考えております。

平野隆久議長

原隆伸君。

6番 原隆伸議員

今、町長からご説明いただいたんですけども、ちょっと昨日前者議員がですね、質問している時に、地方自治法の2項か3項とか言いましたよね、執行権について、もう一度町長のほうからそれについて詳しいことをお願ひします。

平野隆久議長

尾上町長。

尾上壽一町長

地方自治法なので、この間は省略してお話をさせていただきました、申し訳ございません。しっかりとした答弁をさせていただきます。地方自治法第2条第2項、普通地方公共団体は地域における事務及びその他の事務で法律又はこれに基づく政令により処理することとされているものを処理する。

つまり法律や政令で決まって、町としてやるべきことですが、自治体としてやるべきことですよと決められたものの処理を執行権、行政を行う上での処理すべきことということで、地方自治法第2条第2項で規定されております。

平野隆久議長

原隆伸君。

6番 原隆伸議員

私の考えている答えとちょっと違ったんですけど、一応執行権についての詳しい説明はですね、地方自治法第2節、普通公共団体の長という、第139号から180条の4ですね、第2款、権限というところに執行権について書いています。

これを答えるのかなと思ったんですけど、これがここに明確に要するに執行権について書かれています。だから、昨日お話しした町長の答弁の中にはですね、正確性に、ちょっとここを言うべきだと、私はと判断したので付け加えます。

それで関連して、地方自治法の2項で町長が言いましたもので、いみじくも2項について質問させてもらいます。地方自治法の14条と15条について、ちょっとこの説明願いたいと思うんですけども。

平野隆久議長

尾上町長。

尾上壽一町長

これまでの議員のお答えした部分は、第2条第2項のことでございます。執行権と議決権、この団体意思の問題とは、私はそれまでに答えておりませんので、処理すべきものの第2条第2項につて、前者議員、昨日からの議員には答えました。執行権については、私が執行していくという上での権限でございます。

そして議会が団体なことなんで、それともう1点、先ほど質問いただいたことは、以前からの議会のルールでその質問に対しての地方自治法等については、議員が朗読の上、的確に質問するというような指示をいただいたように、私は覚えているんですが、いかがでしょう

か。

平野隆久議長

原隆伸君。

6番 原隆伸議員

先ほどの件についてはですね、昨日の答弁の中で、ちょっと気になるところがありましたのでお聞きした。それで今いった地方自治法の14条と15条について、町長の成すべき仕事と責任について、答弁を求めますと。これについての2回目の質問でございます。ご答弁願います。

平野隆久議長

尾上町長。

尾上壽一町長

今、確認すると14条についてもですね、そういった条文とか規則のことを書いている、15条が規則、14条が条例のことについて書いてあるそうなので、特にそれについての答弁はいらないのではないかと、まず責任という考え方ですね。よろしいの。責任ということはどういうことか、何か起きた時に対処したり応答すること、故意の事態や故意の結果に対して、法的な責任、道義的な責任がある。それで、私の責任というのは、執行権の中でいろいろ皆さんに提案をさせていただきます。それで、議決していただいたことを実行していく責任はございます。

平野隆久議長

原隆伸君。

6番 原隆伸議員

私の質問は町長の成すべき仕事と責任についてです。だから、まず成すべき仕事というのがわからなければ、責任についてもわからないですね。だから、私が言い間違えたのかわからないですけども、地方自治法第2条第14項及び15項、ちょっと間違いました。それやったらお答えできましょうか。14項と15項ですね。

平野隆久議長

15条は。

尾上町長。

尾上壽一町長

ここに書いてある、本来私が読むのはおかしいんですが、地方公共団体はその事務を

処理することにあたっては住民の福祉の増進に努めるとともに、最小の経費で最大の効果をあげようとしなければならない、議員いつもいっていることで、また私もこのとおりだと思います。

平野隆久議長

尾上町長。

尾上壽一町長

地方公共団体は常にその組織及び運営の合理化に努めるとともに他の地方公共団体に協力を求めてその規模の適正化を図らなければならない、これは財政的なことも踏まえて、今日ご質問にお答えをさせていただきました。以上です。

平野隆久議長

原隆伸君、基本的にこういう文書やもんで、こういうことに対して答弁してくださいというのを求めています。町長がこういうことを読むということ自体、よろしくをお願いします。

原隆伸君。

6番 原隆伸議員

失礼しました。私が思うのにはですね、町長の成すべき仕事というのは、この条文からもわかるようにですね、住民の福祉の向上と健康増進及び税金の使い方だと思うんですね。これが町長の成すべき最大の仕事やと思うんです。

だから、それをいかに有効にしていくかということが、重要なことやと思うんです。それがうまくできなければ当然、責任どうとるのやというところに最悪の場合行き着く可能性があるということです。

じゃあちょっとその税金の使い方というと、無駄ということになります。金額として小さいところからまずいきます。物事の考え方に対する、この間、環境課で水質分析しました。残土の濁りを分析したんですけども、その中で電気電導度を分析項目に入れてなかったためにですね、報告書には電気電導度の分析項目がない。そのことによって、ここで 30 万円の金を使っているんですね、約。その 30 万円の金でたった 1,500 円内外だと思うんです。そこまでいかない可能性のほうが強いんですけども、その金を始末したのために、その報告書があまり意味を持たない。

小さいことですが、こういうことをやっていると、1回分析 30 万円、本当はしなかったら 30 万円儲かるわけ、要らん金を使わんでいいわけですね。だから、分析せんでも

ええようにするのが一番いいわけですが、ベストなわけです。それで最悪の場合でも分析はした結果がですね、要する経時変化がぴちっと捉えられるようにしないと、何のためにやったのか意味をなさないというようなことがいえます。

それがかつて前に、古里温泉で問題がありました、約1週間以上9日間ですかね、休館しました。なぜ休館したのか。要するにその水質分析の意味を知らないがために、だからその意味を知っていれば、分析した明くる日にもう一回分析していたはずです。そうしたら休館しなくてもいいんです。

ここで無駄使いとは言わないんですが、収入源が少なくなったということがいえるわけですね。もっと有効に運営というんですか、運営するものであるならば休館をしないように、365日動かしたらそれに越したことはないんですから。そういうふうにするにはどうするか。

それから、要するに水質分析を行うのはいいけども、水質分析なんかしなくてもいい、環境を守る、自然を守るといっているんですから、要するにそういうふうにしてもらえば、不要な分析料もいらぬというようなことになろうかと思えます。

ちょっと金額はあんまり細かいことばかりいうととですね、なんや細かいことばっか言っていてというて思われるんで、入札についてちょっと質問します。給食センターの入札は99.9%でした。町長は予算の積算が甘かったというような回答でございましたですけど、その後その積算の甘かった原因について、もしくはその積算の甘かったことに対する結論はどういうふうに至って、その後どうなっているのか、それについてちょっと答弁を求めます。

平野隆久議長

尾上町長。

尾上壽一町長

まず水質検査の話なんですけど、銚子川の話と古里温泉の話は違います。銚子川の話はですね、pHと電気電導度は毎月のように測っています。もう既に11回測っておりますんで、pH値のものはですね、十分把握しております。電気電導度も把握しております。そういう中でも町民が不安であったので、その分析業者に依頼をして、きっちりとしたものをしてもらう、そしてもし異常があれば、その業者に対してものを申す、こういう行為があるということなんで、これについてはそういう趣旨で大きな金額を、当初予算もあげさせていただきました。これは住民からの要望、気持ちでもありますので、これはして当然であったのではないかと思います。

それから古里温泉のpHの部分は、確かに機器の故障等がありました。機械はどこかで故

障するんです。だからその対応で休まなければいけない、もちろん保守をきっちりやっていたら、そういうことも少ないんですが、そういうこともございますので、その休館に対しては心からお詫びを申し上げます。

それから入札が甘かったって、断定したわけではないです。私は積算根拠が甘かったのではないかというようなお話をさせていただきました。その中で99.9%になったり、95%になる、これは業者のほうの見積りの、例えば職務上、仕事上にここで入れるんだという金額がたまたま99.9%でございましたので、それは町がむしろ何%とか、入ってくるわけにはいきませんので、その部分は99.9%が適正な、業者から見れば金額だったと思います。

平野隆久議長

あんまり言うと答弁漏れが起こる可能性があるもので、ある程度区切って答弁を求めるようにお願いしたいと思います。

原隆伸君。

6番 原隆伸議員

先ほどいったように、銚子川の問題と古里温泉の問題、銚子川の問題は要するに水質分析について、不要な金額にならないように、無駄な金にならないように気をつけてくださいよという意向でした。古里温泉については、謝ってもらうことじゃなしに、要するに運営しているのであるならば、365日休まない方法を考える、それが重要であるということを行っています。

今回の給食センターの問題については、積算が甘いということで前回の時は議会の最終日のほうで出てきたんですけども、それで議論する余地がなかったものですから、渋々承諾したと。承諾したけれども、要するに積算が甘かったということで、我々を説得したものであるならば、その積算が甘かった原因及び今後そういうことがないように、どういうことをやってきたのか。また、その人は今どういう立場でその積算をしたことに関わっているのか、そこについて説明を求めます。

平野隆久議長

尾上町長。

尾上壽一町長

いや積算は積算で、入札の予定価格で出させていただいたんで、何ら問題はないと思います。

平野隆久議長

原隆伸君。

6番 原隆伸議員

チンプンカンプンな回答をいただいていますので、ちょっと言いますけども、前 99.9%の問題で、私 1 回質問したことがあります。選挙期間中に入札した工事で、紀北町の庁舎の改修工事かなんかやったですね。それで 99.9%ということで、町長に質問したところ町長はですね、いやそういうこともあるかもわからんけども、だいたい 95%ぐらいで入札しています、それが適正価格やと思いますというような言い方したんです。

私、行政としたらですね、95%ぐらいが落とすところやなと解釈するということです。だから、私の言っておることについて、感情的になっておるのかどうかわからんけど、言っておることの意味、それで言ったことの受け取る側の立場に立って、答えていただかないと無駄なことになるんですよ。1つのことをいうとつても、私の言ったことをうまく利用して、町政が一步でも二歩でも進むようなやり方してこうとすれば、そういう答弁の仕方というのはあると思うんです。

だから、そこら辺を十分認識していただいでですね、これからの私の答弁に答えていただきたいということで、次に進ませていただきます。

現在の紀北町の予算編成について、現状とその考え方について答弁を求めますということです、だから、いま町長は第2次総合計画で考えているんでしょうけど、ちょっと要約をお願いします。

平野隆久議長

尾上町長。

尾上壽一町長

効果的な予算編成ということなんで、予算編成の現状とその考え方について、ご質問にお答えをいたします。令和元年度当初予算の現状につきましては、町税などの自主財源が約30億円で、収入の全体の26%、地方交付税や町債などの依存財源が84%で、収入全体の74%と財源の多くを国や借入金などに頼っております。

財政的には厳しい状況が続いておりますが、借入、起債は、国から償還金の7割が補填される有利な条件の過疎対策事業債や緊急防災・減災事業債、合併特例事業債により借入を行い、後年度の財政負担を軽減するように努めております。予算編成の考え方につきましては、第2次総合計画前期基本計画に基づき、4つの重点プロジェクトを具現化するための予算を編成しているところでございます。

平野隆久議長

原隆伸君。

6番 原隆伸議員

昨日前者議員がいろいろと町の将来を憂いでですね、言っていましたですけども、私も同じような意見で町の将来を危ぶんでおります。何故かというのですね、私が議員になる前ぐらいでしたですか、島勝、白あたりが閉校になり、悔しいなか去年引本小学校が閉校になり、また、海野小学校が閉校になろうとしていると。子どもがいないということは、住みたくとも生活する術がないから住めないということが大きいと思うんですね。

であるとするならば、子どもたちが生まれるような、ここへ住みたくなるような政策をどうやってやっていくことが一番重要になると思うんです。

さっきいうたように、不要な無駄にならんような、やっておることが無駄にならんようなですね、水質分析の仕方にしてもそうです、要するに不要なものを減らして、要するに収益が減らないようにしていく。これが基本ですね。それに特に行政のほうですと、自主財源をいかに充実させていくか。あと交付金、補助金をいかにもらえるようにしていくかということが大きいと思うんです。

これを雇用の確保という点でですね、今回の地域交通新システムですね、そこも含めてまちづくりをどうやってやっていくか。特に町長はまちづくりをしたいと真剣に考えているんでしょうから、この間、まちづくり協議会の提言というのかございましたですね、そのまちづくり協議会の町長は今後どうやってやっていくのか、答弁いただければ幸いなんですけども。

平野隆久議長

尾上町長。

尾上壽一町長

財政的な収支を考えるべきだということはですね、前者議員にもお話をさせていただいたんで、まったくそのとおりでございます。また、まちづくり協議会はですね、まちづくり協議会の皆様のご意見をお聞きいたしておりますので、予算に反映できるところは反映し、ご意見はご意見としてお聞きしたいと思います。

平野隆久議長

原隆伸君。

6番 原隆伸議員

前者議員からもよくいってましたですけども、奈義町の、私も見学に行ったんですけども、そこではですね、要するにそれに携わっている人たちが、そこに参加しようという人たちのニーズを捉えて、そしてその人たちが物事をやりやすいように、黒子的な立場でいろんな資料をつくっていくんですよね。そのニーズ、ニーズにあわせて、こういうことが新しいまちづくりの動きになるし、それが新しい力になると思うんです。そこら辺までどうやって結びつけていくか。

やっぱり人間だれしもしんどいことはしたくないんですけど、しんどいことをやる楽しみというのを知ると、それが当たり前で何も苦にならない、楽しくなる、そこに行き着くまでがなかなか大変なんですけども、そこに新しい発想の原点というのが生まれてくるわけですね。例えば私がSEA TO SUMMITで本当はこんなことやるつもりはなかったんですけども、SEA TO SUMMITの前日、第1回の時やったんですけども、みんな大変やろな思って、ジュースもって大白へ見にいったら誰もいないと、行ったら汚きつてくと、そうこうしとる間に、モンベルの広報の人が来て、汚いですよねと言ったらそうですねと言われたから、掃除をしたと。4年間掃除させてもらいました。

その中で思ったのがですね、発泡スチロールなんですけども、発泡スチロールおいてあって、いつまでも誰も片づけないから、その発泡スチロールあっちこっちにあたって細くなるわけですよね。細くなった発泡スチロールを拾うのは大変なんですよ。

だからこの発泡スチロールを細くならないように、早めに片づけるとかですね、それから、今最近マイクロプラスチックですか、この問題も言われてますんで、海をきれいにするために、どうやっていくのか、ここら辺もですね、みんなが助け合ってやっていかないと、魚がとれないという現実がですね、それが原因かどうかかわからないですけども、魚がとれないということを最近よく言われてますんで、そこら辺をどうやっていくかということも、今後の課題じゃないかと思うんです。

そういうところからですね、やることはいくらでもあると思うんですよね。ただ、ボランティアでやらないかんから、こんなん仕方ない、かいだるいわというところになってくるのが、今の状態じゃないんかと思うんですけども、みんなが要するに環境を守るって町長が言っておるんですから、環境を守るには自然を守るっていうんですか、要するにそういうことと。また、今、残土で騒がれていますけれども、そういう住民にとってですね、不安を与えるようなものをやらないようにすると、受け入れないようにすると。だいたい産業振興で来てほしい会社というのは、こんなもんは条例つくらんでも、当たり前のこととしてやってくれる

んです、それが来てほしい会社なんですよ。ということで、ちょっと次に今の状況においてですね、環境政策について、どうなのかということをも町長の思いを一遍話していただきたいと思います。

平野隆久議長

尾上町長。

尾上壽一町長

環境的なことは大変重要であり、環境施策をしっかりとやっていかなければいけないと思います。それで、長いお話されたんで、何が言いたかったのか、ちょっと趣旨がわかりづらいところがあるんですが、しんどいことを楽しんでというようなお話もあったように思います。私は職員にいつも言っているのは、明るく元気に前向きに、知恵を絞って楽しもう、これ仕事始めとか、年度始めには必ず言っています。それで、自分自身の心の中で疲れたときに言っている言葉があります。楽しいを10回いいます。それから11回目に楽しきって、朝、役場へ来るまでの車の中で言います。そうすることによって、例えば今日議会が苦しいなと思った時に、それをずっと言い続けて、心のチェンジを図ります。そういうことは自分自身もやっていますし、職員に対してもですね、明るく元気に前向きに、知恵を絞って楽しきって、まさにすべてのことに楽しみながら、取り組めということでやっておりますんで、そういった施策は行っております。

平野隆久議長

原隆伸君。

6番 原隆伸議員

町長に言っていただきましたんで、明日から紀北町の海岸もきれいになるものだと、この件を終わらせてもらいます。間違いないですね。答弁を求めます。

平野隆久議長

尾上町長。

尾上壽一町長

海岸清掃の答弁を私はしたつもりはございません。やっぱり環境はですね、行政だけが守るものではなく、例えばあなたがそういうふう感じたんなら、例えば清掃等のボランティア団体をつくるなりして、みんなで意識を町内にですね、広げていただく、それも1つの活動の1つだと思います。

だから実行委員会ですよね、SEA TO SUMMITやったらSEA TO SUM

MITの実行委員会にすべてしろというのか、町全体が例えば旗を振って迎えてくれます。そういうおもてなしのこともございます。自転車が通るからここのごみを拾っておきましょうと、そういった住民の意識というのは大事なんで、我々としてはそういう住民の意識をあげるために、努力をしてみたいです。

平野隆久議長

原隆伸君。

6番 原隆伸議員

私はかつて背中を示すと言ったんですね、だけど今現実的にそういうことをやってくれてる人がいるんです、何も言わずにね。そういう人たちを生かす、協力するという体制をつくっていくことが必要じゃないかということで、私は言っているんです。

本当に産業振興策というのは、なかなか難しいと思うんですけどね、次に産業振興策に移りますけども、産業振興策やろうとしても、なかなか進まない。町長は今、各種団体にですね、いろんなことをお願いしてますけれども、本当良くなるもんやったら、もう良くなつたらあかんのやけど、良くなってないということは、関係各種団体にですね、町長はどんな働きかけをしているのかと、それについて答弁を求めます。

平野隆久議長

尾上町長。

尾上壽一町長

自分の責任を逃げるつもりではないんですが、良くなっているものなら、良くなっているものなら良くなっているはずやって、産業振興はそんなに簡単に直ぐできるものじゃないです。特に我々の場合は第1次産業の方に力を入れて、森林環境譲与税の話とか、漁業の衛生化、ブランド化、農業にとってはですね、中里の中山間の事業で1億円のこともやっていたいております。そういうことをコツコツ積み上げなければできないと思います。

それと、産業の企業誘致に対してはですね、前者議員も言われた、なかなか難しいです。これはですね、こういった田舎に企業がくるのは、企業がくることに理解がある住民性、それから土地、それからですね、労働力、運送するための距離、運送旅費というかな、運送、そういったものが揃わなければいけないんですが、まずうちに一番大事なことで欠けているのは、労働力がないんです。

今ある会社が400人、500人で海山地区にございます。新規募集しても労働力がない。そういう状況でございまして、今、多気に個人名だしてええんかな、アクアイグニスができよう

としています。そこでもあの多気でさえ、労働力がないということで頑張っております。そして松阪から飯南間は、南部地域ですね、就労雇用の協議会を立ち上げました。あの松阪でさえも雇用がないんです。だから100人対応の雇用がある企業も、なかなか二の足を踏んでお越しいただけないというのが、今の現状です。現状ですよ、あくまで。

平野隆久議長

原隆伸君。

6番 原隆伸議員

この問題つつこんで話したいんですけども、いろんな団体だということもありましてですね、また時間もないもんですから、後日ここについて細かいことは、ご相談したいということで、ちょっとおかせさせていただきます。

それで次に、予防防災についてということで、ちょっとお聞きしたいんですけども、今まで私いろいろ町長いってますんで、自然法則を利用した予防防災対策、だから町長はこれについてどういうふうな考えを持っておるんかお聞きします。

平野隆久議長

尾上町長。

尾上壽一町長

自然の法則を生かしたというのが、よくわからないんで、具体的にご質問ください。

平野隆久議長

原隆伸君。

6番 原隆伸議員

例えば今、避難場所である三船中学校ですけれども、大雨になると膝近くまで水があって行けないというようなことがあります。何故そうなるかという、山からの水が流出する排水口が小さいからだと思うんですね。だから、私はこれ山に反対側に側溝をつくることによって、この山の水を遮断するというような考え方も1つやと。今までいっておるように、堆積土砂の流量確保ということもあろうかと思うんですけども、こういうことをあっちこちですらでやっていくことによってですね、少ない予算で効率のいいことができるんじゃないかと思うんですけども、町長どうですか。

平野隆久議長

尾上町長。

尾上壽一町長

以前にもその2点については、ご質問いただいたように記憶しています。それから、今、瀬切れを防ぐために、議員がおっしゃったように河川の中央に掘っていただいております、三重県に。それが結局出水時になれば、今いうたように自然流下につながってくると思いますが、三船中学校の場合は以前にご質問いただいたんで、学校のご理解を得て、今、大雨が降った時に体育館から教室に移動しなくてもいいように、教室内にまず一時避難ができるようにご配慮いただいたところでございます。

平野隆久議長

原隆伸君。

6番 原隆伸議員

やってもらえれば結果が出る、そういうふうに思いますので、よろしくお願いします。

それであと、年山の問題なんですけども、年山の問題、公共性とか、町の資産という面からですね、その後どういうふうになっているのか、ちょっとお聞きします。

平野隆久議長

原隆伸君ちょっとお願いなんですけども、通告制ですもんで、年山については答弁書がないんで、その点についてはお控えください。

6番 原隆伸議員

失礼しました。年山についてですけれども、いやいや質問じゃないですよ。私の意見ですよ。年山について私、思っどるんですけれども、公共性の観点でもあるし、町の資産ということもありますんで、不明な点については明確にしていく必要があると。それでこれの解決についてもですね、どうやってやったらいいのか、広報するなり、またここについてもですね、もう時間があまりないものですから、町長また直接話させていただきます。

それで最後に、地方バス運行対策事業ですね、公共交通空白地有償運送のこのことについてですね、戻れますよね。この公共交通会議、1月の20何日に行うということやったんですけれども、さっき1月やったですね。そこでその、そこの話でですね、どういうふうになるか見極めてから、この予算の承認というのを私はしたいと思うんですよね。だから、これを本来ここで予算化せなあかんですけれども、この交通会議において確実に町長がいうようなことができると、私、確証がありませんので、確証が生まれるまで、要するに確証が生まれるまでは、これを承認することはできないということで、これを確証が生まれるように、するにはどうするんか、町長の最終的な判断と私がそういうような考えになった理由というのは、私が議員になって初めてやと思うんですけれども、消防署の問題でした。消防署早くつ

くらなあかんな思っで承認しました。

そうしたら土地が高くなった。それで次に通した、今度は入札できなかった。そういうようなことで、次々次々違う現象が起きてきました。今回も1,500万円と言ってるけども、いろんなこと検証するということですので、検証すれば当然予算は変わります。だから試験運行といえどもですね、それによってどんどん変えていくとするならば、予算は変わりますから、間違いない行動の時に承認すると。

だから条件付きで承認という方法もあろうかと思うんですけども、今度の一般質問においては、それは私は承認できないというふうに私は思うんですけども、今の状態ではね。ので、それについて、私も承認できないということで、町長がこの私の意見を受け入れてくれなければですね、何らかのことをせなあかんのですけども、そこら辺の考え方を十分ご理解いただいでですね、町長のほうで何かええ方法を考えていただけるんならええなということで、ご要望して答弁も求めます、今の話は。

平野隆久議長

今のことに対しては、予算のことで予算編成について、あと聞き取りしますんで、答弁を求めます。

尾上町長。

尾上壽一町長

予算の承認があつて初めて我々は動けるんですよ。その中の変化もありますけど、その中で予算が余れば戻しますし、予算が足らなかつたら、また基本的には増額補正予算もあります。予算を決めていただければ、この1月中旬に行く裏付けがないですから、事業を進める。私、議会の根本がわからんとか、反対するとか、そういうことを言われること自体ね、本当に何を信じて私、提案すればいいのかわかりません。基本的に予算が認められるから、予算ですよ。あらかじめ動いていくわけなんで、これが完全なものであつて、何も動かなかつたら、補正も増額も減額も一切ないわけでしょう。

まず基本的に予算があるから、我々は前へ進められるんですよ。議会の予算という考え方自体がわかつてなしで反対されたら、私は出す、提案する、何を提案すればいいのかなと思いますよ。予算があつて、町の計画というのはですね、議会は予算主義なんですよ、我々は予算という数字で提案することによって、その計画を議員に示す。

だから、その議員に示した数字を決めていただくことによって、そこから先その意見もいただいた中で、執行していくんですよ。だからその前に一定の説明はさせていただきます。

そやけども予算がなければ動きませんので、例えばこの予算否決されたら、1月の公共交通会議は流れます。今の状況で公共交通にしていますから、おそらく次の公共交通からすれば、3カ月、半年先しかこの実証実験も行えません。

だから、基本的な部分を踏まえた上で反対していただくのは結構ですけども、基本的な部分が私からすれば間違っていると思います。

平野隆久議長

原隆伸君。時間がまいっております。

6番 原隆伸議員

だから基本的な我々が判断する要素がないから、こういうことあえて言いたくないんだけど、言っているんですよ。今まで散々これで痛い目をくっているんです。これ以上はもう騙されたくない、だから少なくとも条件として、町長が今いっていることが可能ならば、認めることもすると。そういうことを提案して私の一般質問を終わらせてもらいます。

平野隆久議長

これで、原隆伸君の質問を終わります。

以上で通告済みの質問はすべて終了しました。

平野隆久議長

本日はこれで散会といたします。

(午後 3時 15分)

地方自治法第 123条第 2 項の規定により下記に署名する。

令和 2 年 3 月 3 日

紀北町議会議長 平野隆久

紀北町議会議員 瀧本 攻

紀北町議会議員 近澤チヅル